

宮城県犯罪被害者等支援計画 (中間案)



令和〇年〇月

宮 城 県

目 次

第 1 章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨及び位置づけ等	1
2 基本理念	3
3 計画期間	3
4 進行管理	3
第 2 章 犯罪被害者等の現状	4
1 県における犯罪等の現状	4
2 県における犯罪被害等に関する相談状況	8
3 犯罪被害者等が置かれている状況	16
第 3 章 施策推進の考え方	18
1 施策体系	18
2 推進体制	19
第 4 章 犯罪被害者等を支える 14 の基本的施策	20
基本目標 1 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	25
基本的施策 1 安全の確保 (第 12 条)	
基本的施策 2 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (第 17 条)	
基本目標 2 損害回復・経済的支援等への取組	29
基本的施策 3 居住の安定 (第 13 条)	
基本的施策 4 雇用の安定 (第 14 条)	
基本的施策 5 損害賠償の請求に関する支援 (第 15 条)	
基本的施策 6 経済的負担の軽減 (第 16 条)	
基本目標 3 支援等のための体制整備への取組	33
基本的施策 7 相談及び情報の提供等 (第 11 条)	
基本的施策 8 民間支援団体等に対する支援 (第 18 条)	
基本的施策 9 人材の育成 (第 19 条)	
基本的施策 10 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援 (第 21 条)	
基本的施策 11 県民が県外で発生した犯罪等の被害を受けた場合等の支援 (第 22 条)	
基本目標 4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	38
基本的施策 12 学校における教育の実施 (第 20 条)	
基本的施策 13 普及啓発 (第 25 条)	
基本的施策 14 調査研究 (第 26 条)	
参考資料	
宮城県犯罪被害者等支援条例(令和 6 年 4 月 1 日施行)	41
宮城県犯罪被害者等支援審議会委員名簿	47
宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会構成機関・団体	48
宮城県犯罪被害者等支援計画用語集	49

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨及び位置づけ等

(1) 計画策定の趣旨

犯罪等の被害者やそのご家族、ご遺族の方々（以下「犯罪被害者等」といいます。）は、犯罪等により命を奪われる、家族を失う、けがをするなどの直接的な被害のみならず、経済的負担、さらには周囲の者からの偏見、無理解等に起因する心ない言動、誹謗中傷等による精神的苦痛や身体の不調等の二次的被害に苦しめられています。

このような状況にある犯罪被害者等が、地域社会において再び安全で安心な日常生活を営むことができるようにするためには、国、県、市町村その他の関係行政機関をはじめ、関係する主体が相互に連携し、犯罪被害者等に寄り添った、きめ細かで、実効性のある取組が必要です。

県では、平成16年に、全国初となる宮城県犯罪被害者支援条例（以下「改正前条例」といいます。）が施行されましたが、施行から既に20年が経過し、県議会により被害者等の現状に合わせた見直しの検討がなされて全面改正に至り、令和6年4月1日から宮城県犯罪被害者等支援条例（以下「支援条例」といいます。）として施行されました。

また、支援条例の所管が宮城県公安委員会（以下「公安委員会」といいます。）から知事部局に改められ、雇用の確保、心理的外傷や経済的困窮等に係る中長期的かつ総合的な支援に取り組むこととされたものです。

(2) 計画の位置づけ

支援計画は、支援条例第9条に基づき、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等のための施策の基本的な考え方や具体的な取組等について定めたものであり、県民及び支援条例第23条により設置された「宮城県犯罪被害者等支援審議会」の意見を踏まえて知事が策定するものです。

また、本県の県政運営の基本的な指針である「新・宮城の将来ビジョン」の取組14「暮らし続けられる安全安心な地域の形成」やSDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」、目標16「平和と公正をすべての人に」及び目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成にも寄与するものとしします。



(3) 本計画の対象となる「犯罪等」

本計画において、「犯罪等」とは、支援条例第2条第1号に規定する「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」をいうものとしします。

支援条例に規定する「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」の意義については、宮城県犯罪被害者等支援条例逐条解説（令和5年11月宮城県犯罪被害者支援条例見直し検討会）により次のとおり解説されており、本計画もこの考え方に立ち、施策を盛り込んでいます。

- ・「犯罪」とは、個人の生命、身体又は財産上に危害を及ぼす行為など、刑法その他の刑罰法規の規定により、刑罰を科せられる行為をいいます。
- ・「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、刑罰を科せられるまでの行為ではないが、それに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼす性質を有する行為をいいます。
- ・犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、確定判決の有無によらず対象に含みます。

(4) 本計画に盛り込む施策

本計画は、(2) のとおり知事が策定するものですが、犯罪被害者等に寄り添った支援を推進するためには(1) のとおり国、県、市町村その他の関係行政機関をはじめ、関係する主体が相互に連携する必要があります。このため、本計画に盛り込む施策は、知事部局や、警察本部、教育庁等、県のもののみならず、後述の「宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会」の構成機関・団体のものを含むものとしします。ただし、同協議会には本計画の策定時点で69の構成機関・団体があり、全ての施策を網羅することは困難であることから、一定程度、概括的な記載や、抜粋した記載にとどめるとともに、類似の施策は統合して記載することとししました。

なお、各機関や団体の詳細な実績等については、4の「進行管理」において報告・公表することとします。

2 基本理念

支援条例第3条では、基本理念として次の4つが定められています。

- 犯罪被害者等は、個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害及び二次的被害が生じることのないよう十分に配慮されること。
- 犯罪被害者等が日常生活を平穏に営み、安心して暮らすことができるよう、一人ひとりに寄り添った必要な支援が途切れることなく提供されること。
- 国、県、市町村その他の関係行政機関、民間支援団体等による相互の連携及び協力のもとに推進されること。

これらの基本理念が支援計画に関わる全ての主体が共有すべき規範として定められていることから、各施策については、これらの基本理念をもとに、犯罪被害者等の立場に立って推進します。

3 計画期間

支援計画の期間は、国の「第4次犯罪被害者等基本計画」との整合を考慮し、第1期計画期間を令和7年度のみ（単年度）に設定します。

区分	～R5	R6	R7	R8～
条例	改正前条例	支援条例		
県	改正前条例の計画（※）		第1期	第2期
国	4次			5次

※従前の犯罪被害者支援推進計画（平成17年2月策定、平成29年1月改訂）は、支援条例附則第2項において、支援条例第9条の規定により策定された支援計画とみなすこととされています。

4 進行管理

本計画に盛り込んだ施策については、条例第28条に基づき、令和7年度にその取組状況を議会に報告するとともに、宮城県ホームページ等に掲載（公表）します。

また、取組状況の進捗、犯罪被害者等を取り巻く環境や求められるニーズの変化、後述する「宮城県犯罪被害者等支援審議会」での審議等を踏まえ、適切に計画を見直し、第2期計画に反映することとします。

第2章 犯罪被害者等の現状

1 県における犯罪等の現状

(1) 刑法犯の認知・検挙状況

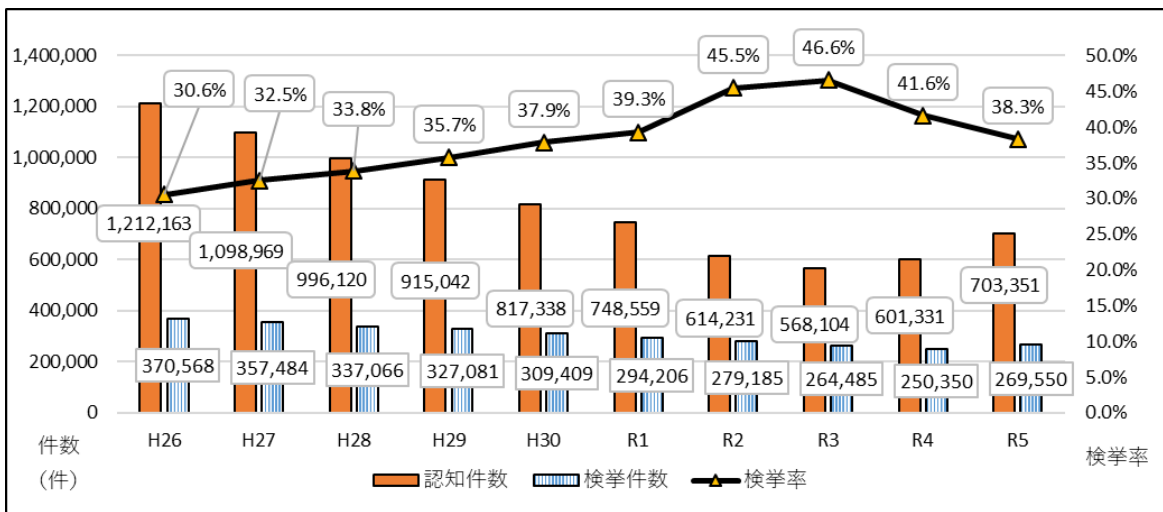
令和5年中の全国における刑法犯認知件数は、70万3,351件で、10年前に比べて約4割減少していますが、前年からは10万2,020件（約17%）増加しています。また、過去5年間の全国における検挙率は、30%から40%台を推移しています。（図表2-1-1）

令和5年中の宮城県における刑法犯認知件数は、1万1,583件で、10年前に比べて約4割減少していますが、前年からは1,686件（約17%）増加しています。また、過去5年間の宮城県における検挙率は40%台を推移しています。

（図表2-1-2）

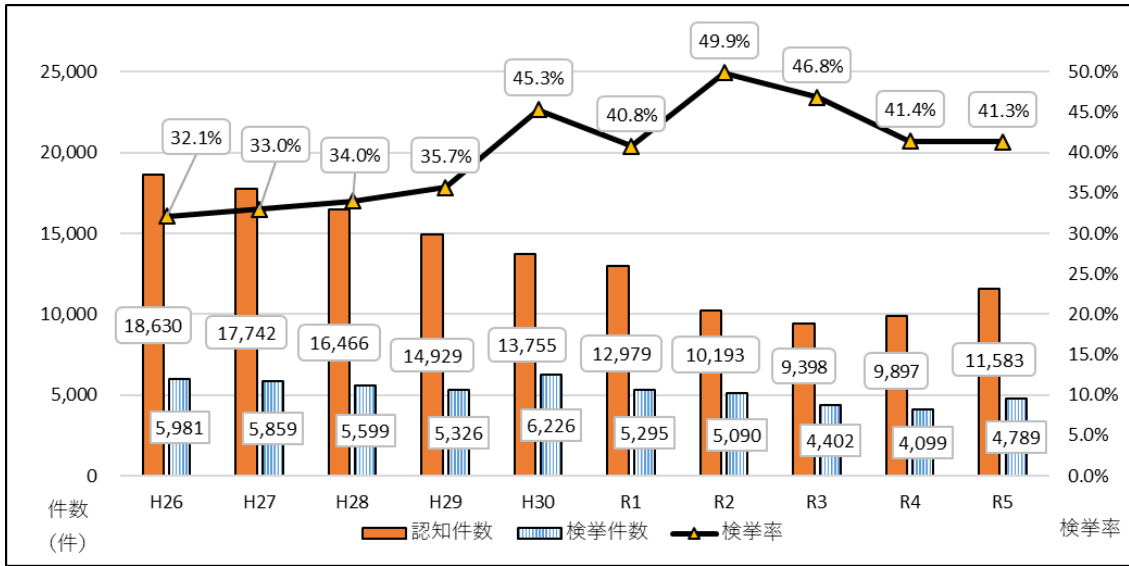
全国、宮城県ともに、刑法犯認知件数が増加に転じており、今後の動向を注視すべき状況にあります。

■ 図表2-1-1 刑法犯の認知・検挙状況（全国）



出典：警察庁「令和4年の刑法犯に関する統計資料」、
「犯罪統計資料（令和5年1～12月分【確定値】）」

■ 図表 2-1-2 刑法犯の認知・検挙状況（宮城県）



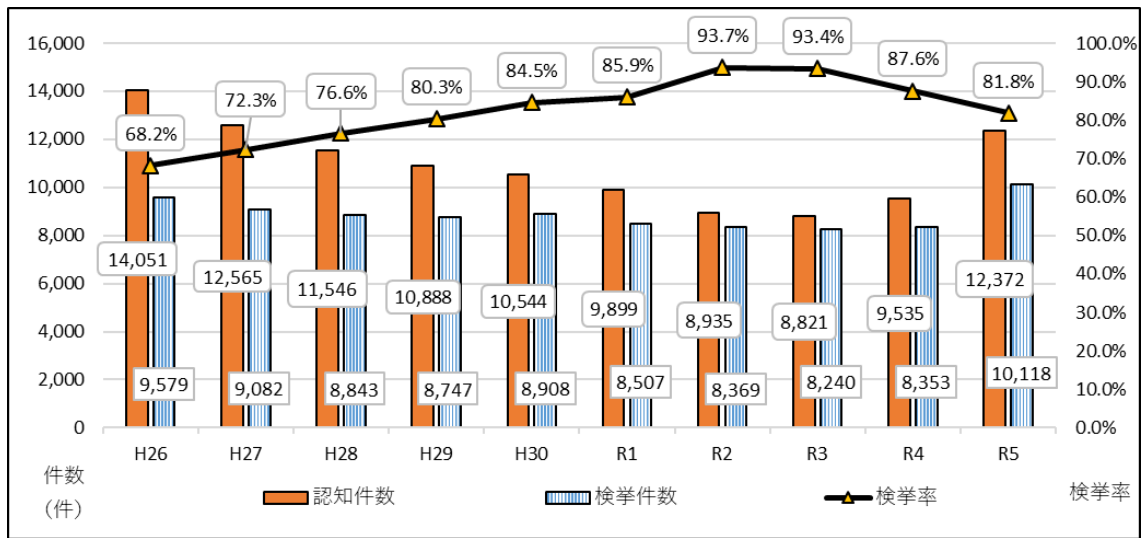
出典：宮城県警察「宮城県の過去10年間の刑法犯認知・検挙状況」

(2) 重要犯罪の認知・検挙状況

令和5年中の全国における重要犯罪（殺人、強盗、放火、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐・人身売買）の認知件数は、1万2,372件で、前年からは2,837件（約30%）増加しています。（図表2-1-3）

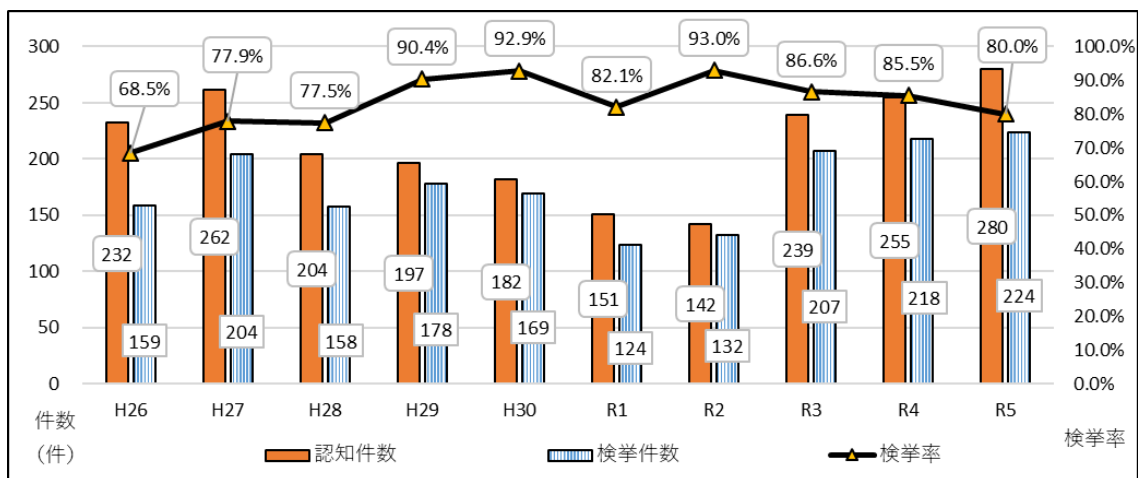
令和5年中の宮城県における重要犯罪の認知件数は、280件で、前年からは25件（約10%）増加しています。（図表2-1-4）

■ 図表 2-1-3 重要犯罪の認知・検挙状況（全国）



出典：警察庁「令和4年の刑法犯に関する統計資料」、
「犯罪統計資料（令和5年1～12月分【確定値】）」

■ 図表 2-1-4 重要犯罪の認知・検挙状況（宮城県）



出典：宮城県警察「令和4年犯罪統計書」

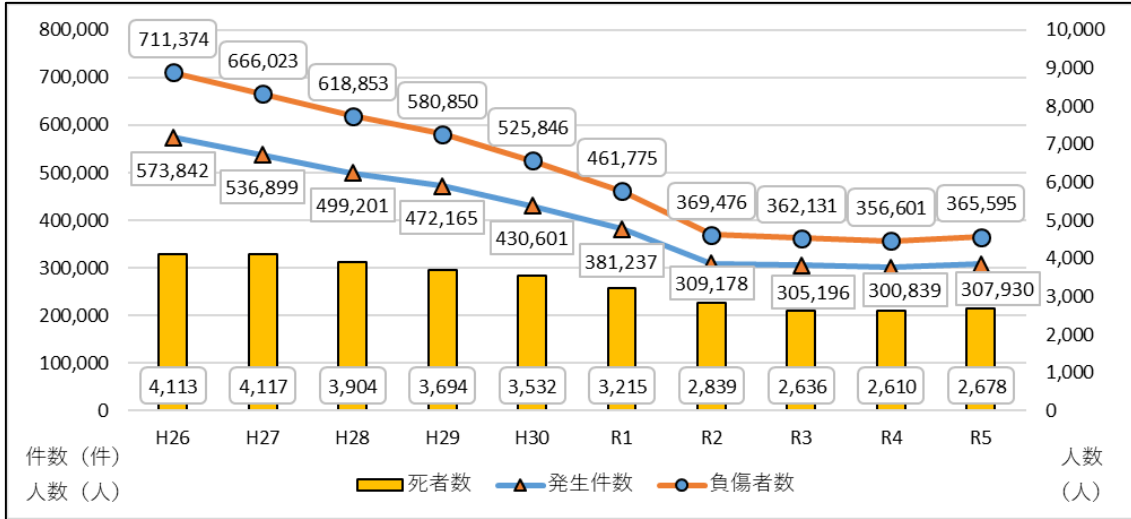
(3) 交通事故の発生状況

全国の交通事故（人身交通事故）発生件数及び交通事故死者数は、10年前から令和4年中までは減少傾向にありましたが、令和5年中は発生件数が30万7,930件と前年から7,091件（約2%）増加、死者数は2,678人と前年から68人増加しています。（図表2-1-5）

宮城県の交通事故（人身交通事故）発生件数は10年前の9,142件から毎年減少を続け、令和5年中は4,033件と10年前から5,109件（約56%）減少して

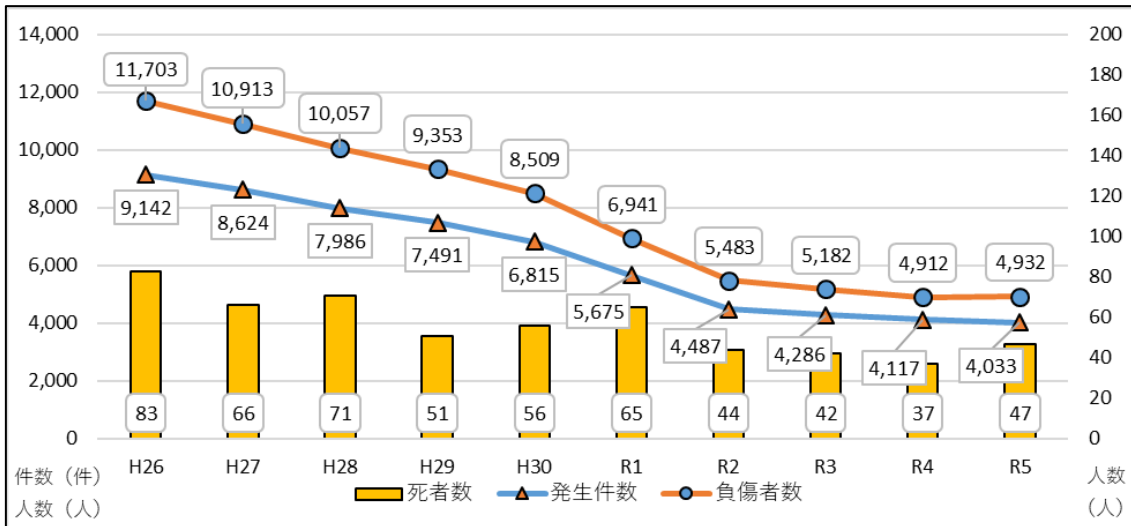
います。また、交通事故死者数は、10年前の83人から令和4年中は37人と、平成26年以降過去最少となりましたが、令和5年中は47人と前年より10人増加し、予断を許さない状況となっています。(図表2-1-6)

■ 図表2-1-5 交通事故の発生状況(全国)



出典：警察庁「令和5年度中の交通事故の発生状況」

■ 図表2-1-6 交通事故の発生状況(宮城県)



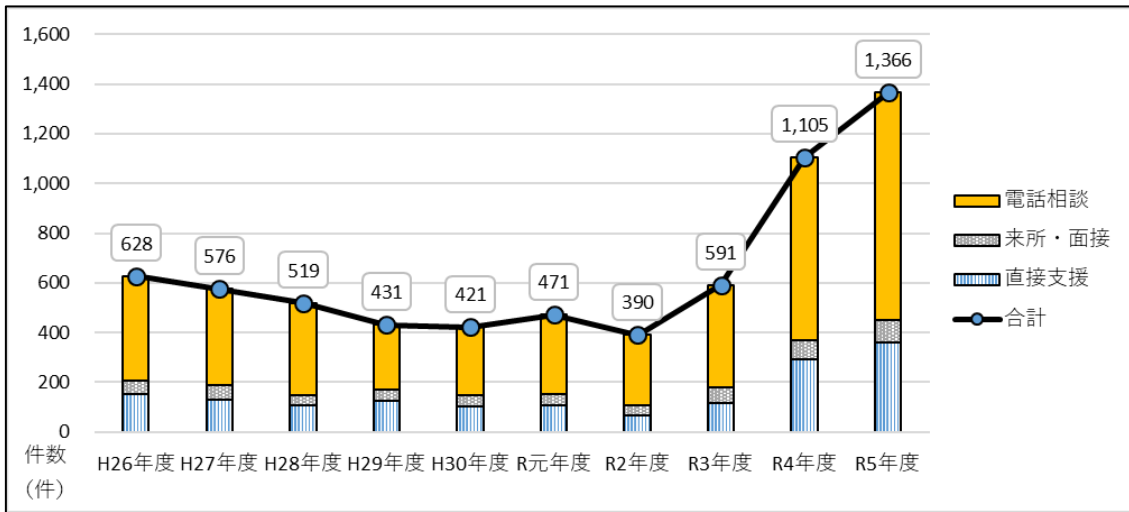
出典：宮城県警察「みやぎの交通事故」

2 県における犯罪被害等に関する相談状況

(1) みやぎ被害者支援センター相談対応状況

公益社団法人みやぎ被害者支援センターにおける令和5年度の相談対応件数は1,366件で、10年前の約2.2倍に増加しており、近年、同センターの認知度が上昇していることがうかがえます。(図表2-2-1)

■ 図表2-2-1 みやぎ被害者支援センター相談対応状況



	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
電話相談	423	389	370	261	271	320	285	412	738	915
来所・面接	53	58	40	46	47	45	40	61	73	91
直接支援	152	129	109	124	103	106	65	118	294	360
合計	628	576	519	431	421	471	390	591	1,105	1,366

出典：みやぎ被害者支援センター提供

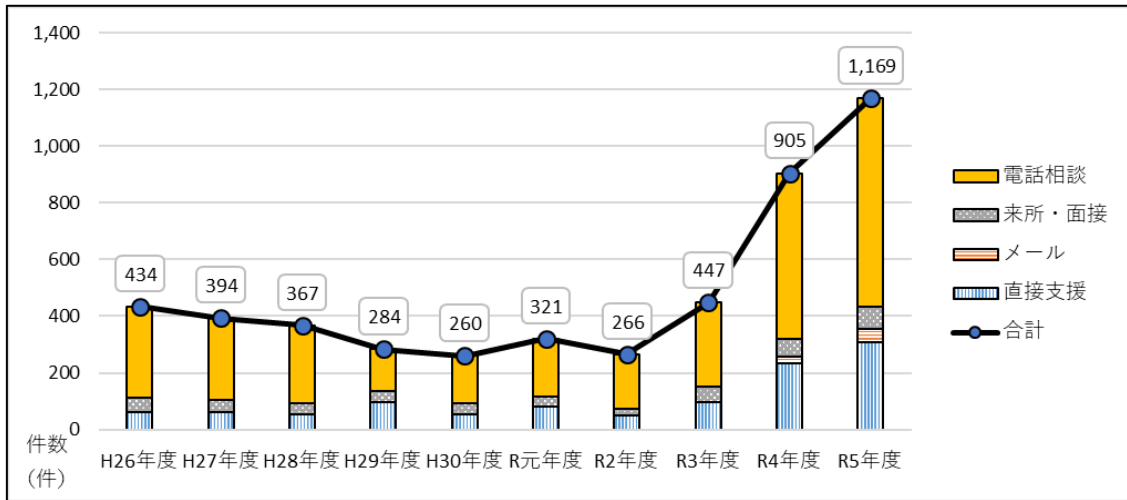
(2) 性暴力相談支援センターみやぎ相談対応状況

性暴力相談支援センターみやぎにおける令和5年度の相談対応件数は、1,169件で、10年前の約2.7倍に増加しています。

メールによる相談は、相談の受付を開始した令和4年度に26件、令和5年度には44件となり、全体に占める割合も増加しています。

(図表2-2-2)

■ 図表 2-2-2 性暴力被害相談支援センター宮城相談対応状況



	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
電話相談	320	290	276	147	169	204	194	296	584	735
来所・面接	53	42	36	41	37	38	23	53	63	81
メール									26	44
直接支援	61	62	55	96	54	79	49	98	232	309
合計	434	394	367	284	260	321	266	447	905	1,169

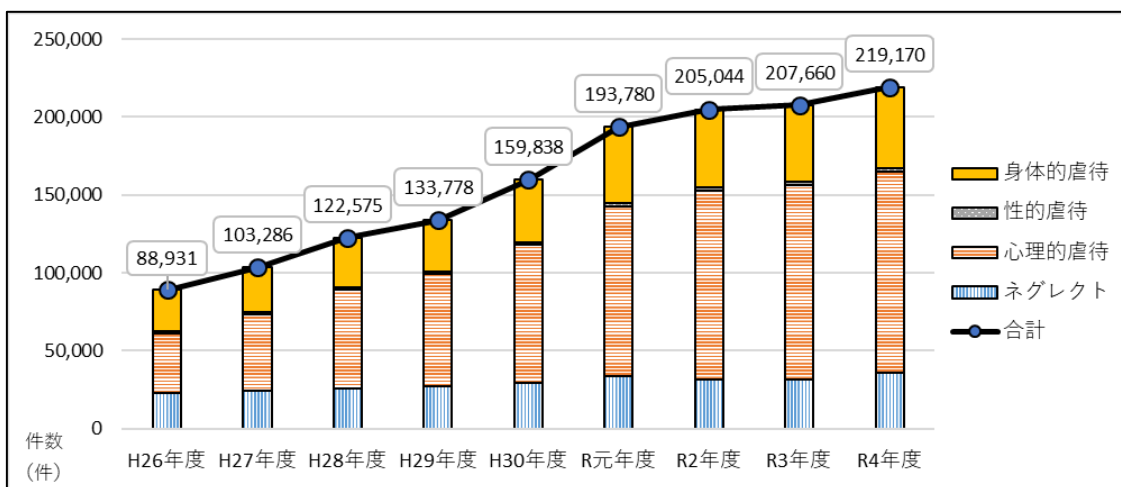
出典：性暴力被害相談支援センター宮城提供

(3) 児童虐待の相談対応状況

全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和4年度に21万9,170件となり、過去9年間で最多となっています。(図表2-2-3)

宮城県の児童相談所における児童虐待対応件数は、令和4年度に2,065件となっており、10年前の約2.6倍に増加しています。(図表2-2-4)

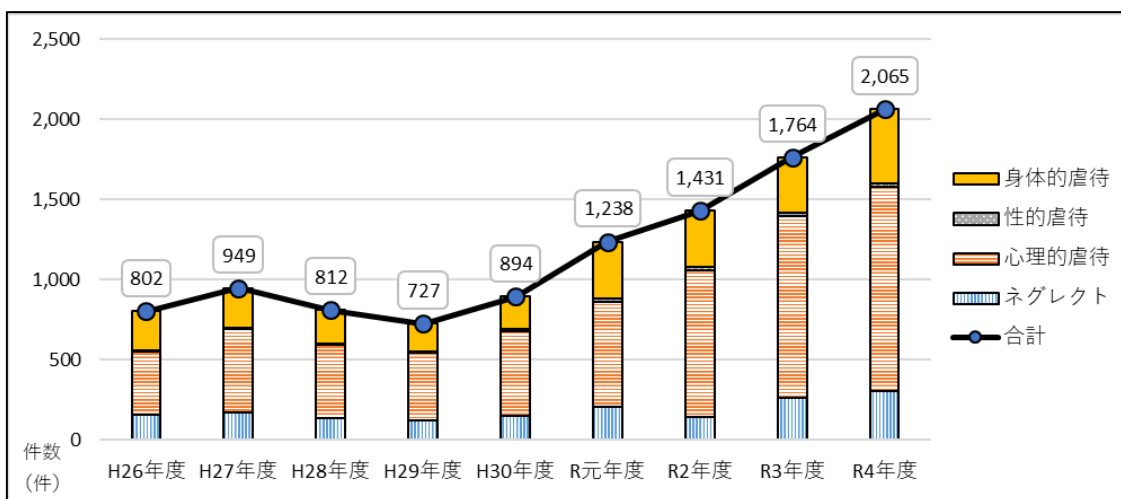
■ 図表 2-2-3 児童相談所における児童虐待種類別相談対応状況（全国）



	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
身体的虐待	26,181	28,621	31,925	33,223	40,238	49,240	50,035	49,241	51,679
性的虐待	1,520	1,521	1,622	1,537	1,730	2,077	2,245	2,247	2,451
心理的虐待	38,775	48,700	63,186	72,197	88,391	109,118	121,334	124,724	129,484
ネグレクト	22,455	24,444	25,842	26,821	29,479	33,345	31,430	31,448	35,556
合計	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	219,170

出典：こども家庭庁「令和4年度児童相談所における児童虐待相談対応件数（速報値）」

■ 図表 2-2-4 児童相談所における児童虐待種類別相談対応状況（宮城県）



	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
身体的虐待	241	247	211	173	200	356	351	348	464
性的虐待	11	10	6	6	17	17	24	22	20
心理的虐待	390	522	456	424	524	659	912	1,132	1,273
ネグレクト	160	170	139	124	153	206	144	262	308
合計	802	949	812	727	894	1,238	1,431	1,764	2,065

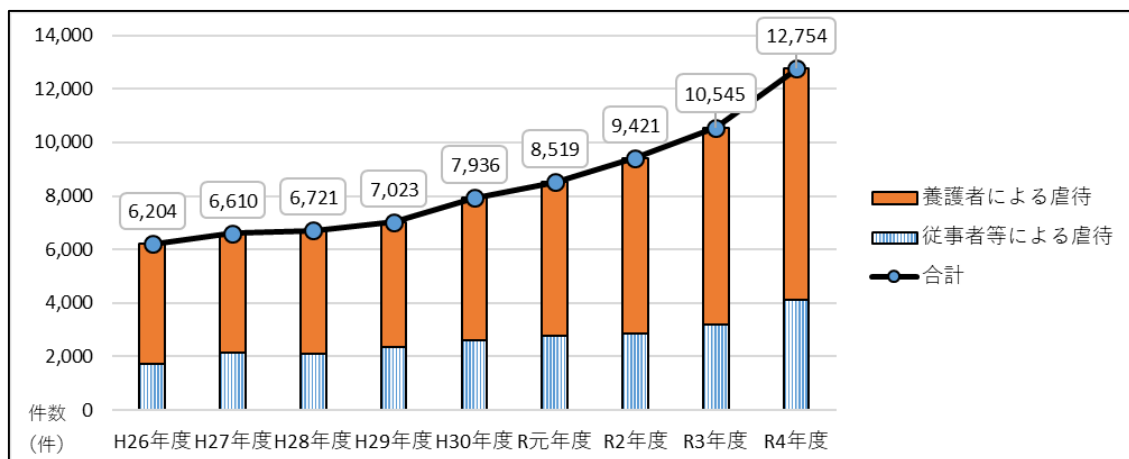
出典：宮城県「令和4年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）」

(4) 障がい者虐待の通報・相談件数

全国における障がい者虐待の通報・相談件数は、10年前から毎年増加し、令和4年度中は、1万2,754件となっています。(図表2-2-5)

宮城県における障がい者虐待の通報・相談件数は、令和4年度中は280件となっており、10年前の約3.4倍となっています。(図表2-2-6)

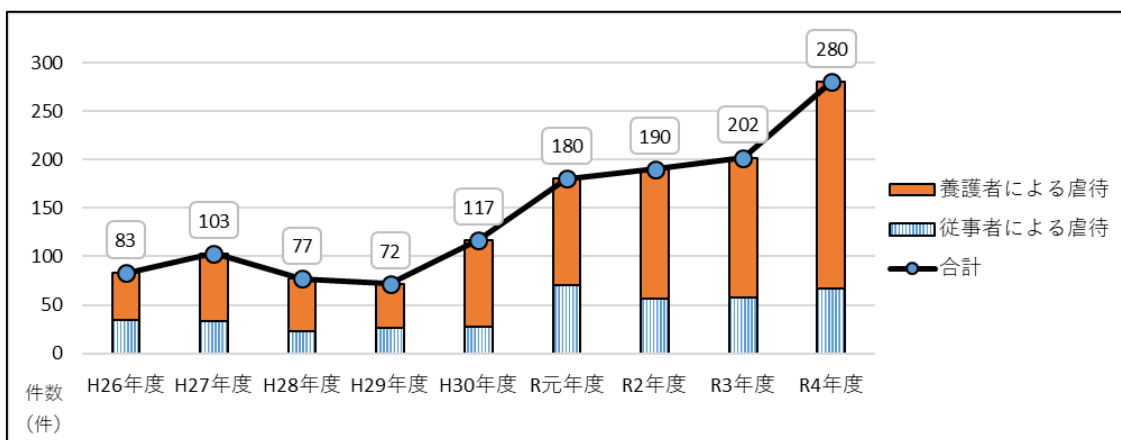
■ 図表2-2-5 障がい者虐待の通報・相談件数 (全国)



	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
養護者による虐待	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650
従事者等による虐待	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104
合計	6,204	6,610	6,721	7,023	7,936	8,519	9,421	10,545	12,754

出典：厚生労働省「障害者虐待事例への対応状況調査結果等について」

■ 図表 2-2-6 障がい者虐待の通報・相談件数（宮城県）



	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
養護者による虐待	48	70	54	46	90	110	134	144	213
従事者等による虐待	35	33	23	26	27	70	56	58	67
合計	83	103	77	72	117	180	190	202	280

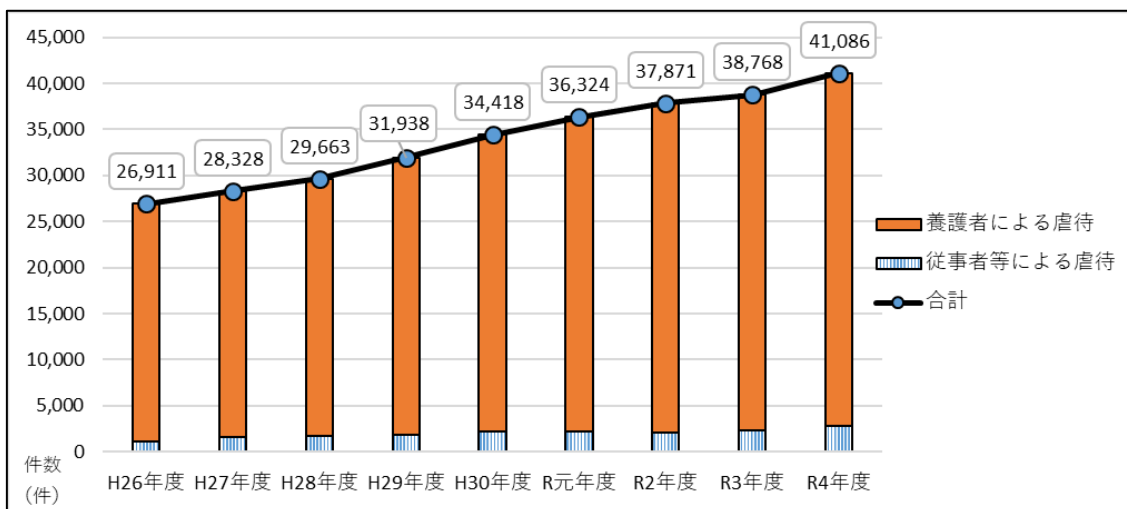
出典：厚生労働省「「障害者虐待の防止、障害者の養護等に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」

(5) 高齢者虐待の通報・相談件数

全国における高齢者虐待の通報・相談件数は、10年前から毎年増加し、令和4年度は、4万1,086件となっています。(図表2-2-7)

宮城県における高齢者虐待の通報・相談件数も全国と同様、10年前から毎年増加し、令和4年度は、975件となっています。(図表2-2-8)

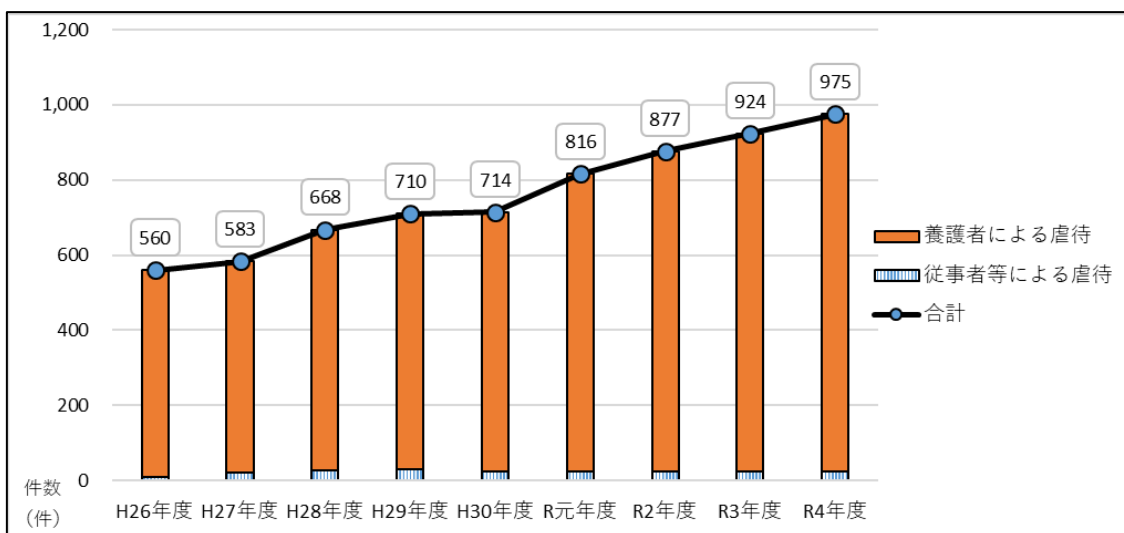
■ 図表 2-2-7 高齢者虐待の通報・相談件数（全国）



	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
養護者による虐待	25,791	26,688	27,940	30,040	32,231	34,057	35,774	36,378	38,291
従事者等による虐待	1,120	1,640	1,723	1,898	2,187	2,267	2,097	2,390	2,795
合計	26,911	28,328	29,663	31,938	34,418	36,324	37,871	38,768	41,086

出典：厚生労働省「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果」

■ 図表 2-2-8 高齢者虐待の通報・相談件数（宮城県）



	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
養護者による虐待	551	563	642	679	690	792	852	900	951
従事者等による虐待	9	20	26	31	24	24	25	24	24
合計	560	583	668	710	714	816	877	924	975

出典：宮城県「高齢者虐待に関する調査結果について」

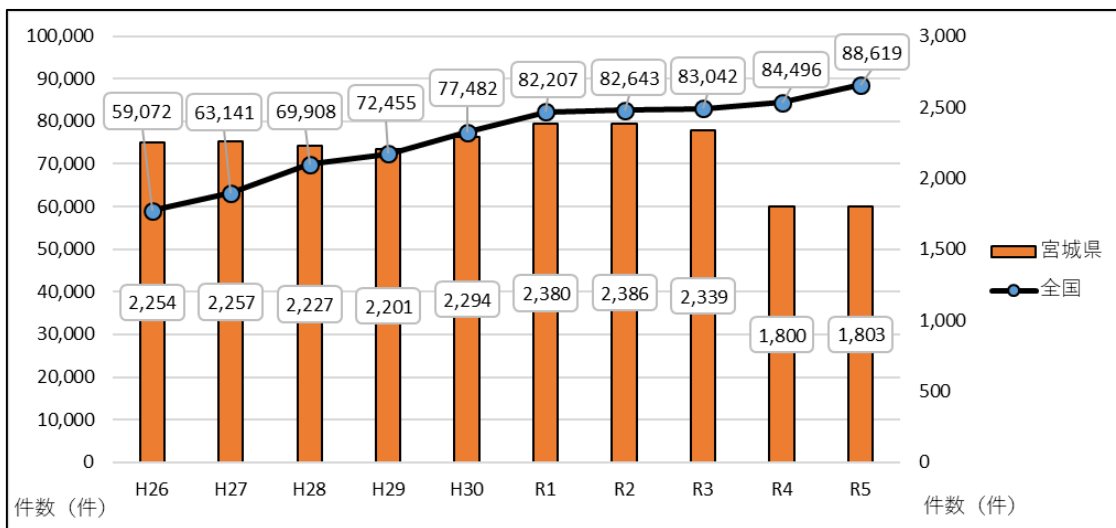
(6) DV 被害等の相談件数

警察における DV 被害等の相談件数は、全国では 10 年前から年々増加傾向にあり、宮城県では令和 3 年中までは横ばいの傾向で、令和 5 年中は 1,803 件となっています。(図表 2-2-9)

全国の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、増減の傾向は認められませんが、令和 4 年度中は 12 万 2,211 件と高水準で推移しています。

(図表 2-2-10)

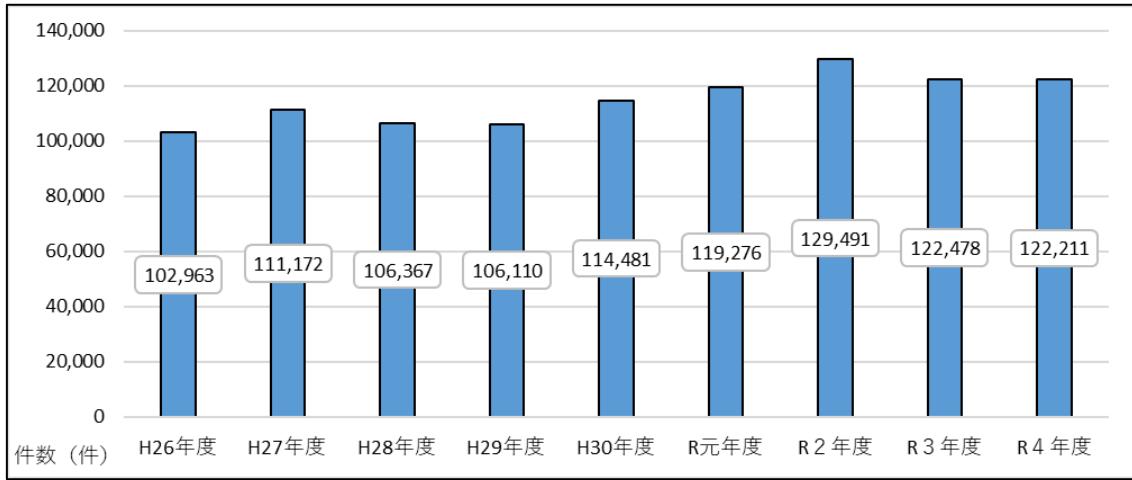
■ 図表 2-2-9 警察における DV 被害等の相談件数 (全国・宮城県)



	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全国	59,072	63,141	69,908	72,455	77,482	82,207	82,643	83,042	84,496	88,619
宮城県	2,254	2,257	2,227	2,201	2,294	2,380	2,386	2,339	1,800	1,803

出典：警察庁「令和 5 年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」、宮城県「困難な問題を抱える女性及び DV 被害者等への支援並びに DV 防止に関する基本計画」(注：宮城県の件数は令和 4 年度から計上方法を変更している)

■ 図表 2-2-10 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数（全国）



H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
102,963	111,172	106,367	106,110	114,481	119,276	129,491	122,478	122,211

出典：内閣府「女性に対する暴力の現状と内閣府の取組」

3 犯罪被害者等が置かれている状況

犯罪被害者等は、それまでの平穏な生活から一変して、犯罪により、かけがえのない生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった直接的な被害に苦しめられるだけでなく、被害から数年が経過した後でも、生活や心身に変化を来し、二次的被害と呼ばれるさまざまな困難や悩みに直面することがあります。

生活の変化	心身の変化
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当たり前にかけていたことができなくなった ・ 長期に通院や入院をしなくてはならない ・ 転居を余儀なくされた ・ 人目が気になり外出できなくなる ・ 学校または仕事を休まなくてはならない ・ 学校または仕事を辞めざるを得ない ・ 貯金が底をついて生活が苦しくなった 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期に通院や入院をしなくてはならない ・ 被害を受けた時の場面が頭に浮かぶ ・ 他の人達から孤立していると感じる ・ PTSD等の持続的な症状が出現する

二次的被害は、捜査機関、司法機関での事情聴取や医療機関での受診時などに被害の様子を何度も説明させられたり、その際、心ない言葉や態度で対応されたりした場合や、マスコミの取材や誤報、近所や職場などでの噂や好奇の目などによって起こります。

犯罪によって傷ついた心は周りの人から励ますつもりで発せられた言葉にも深く傷つくということさえよくあります。

警察庁の調査によると、被害からの回復度を事件後に受けた言動等で傷つけられた経験の有無別にみると、半分以上回復したとの回答比率は、「傷つけられた相手がいる」場合が71.3%であるのに対し、「傷つけられた相手はいない」場合は89.9%となっています。(図表2-3-1)

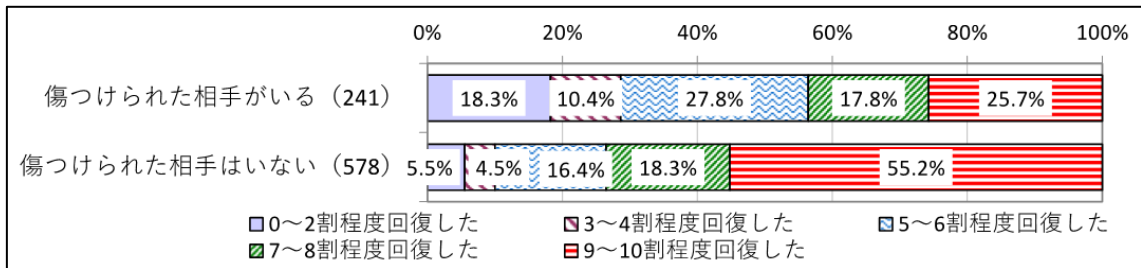
また、被害からの回復度を事件後に受けた言動等で支えられた経験の有無別にみると、半分以上回復したとの回答比率は、「支えられた相手がいる」場合が87.6%であるのに対し、「支えられた相手はいない」場合は81.7%となっています。

(図表2-3-2)

以上のことから、事件後に受けた周囲の人からの言動や支えになっている存在の有無は被害からの回復に影響を与えるものと考えられます。

■ 図表 2-3-1

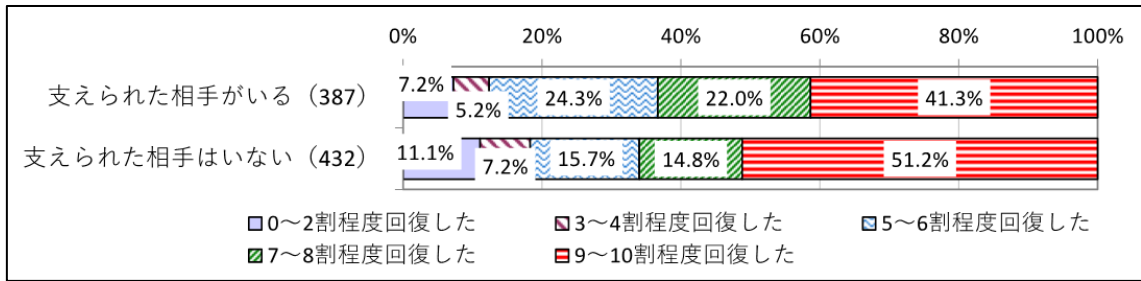
事件後に受けた言動等で傷つけられた経験の有無別、被害からの回復度



出典：警察庁「令和5年度犯罪被害類型別等調査」

■ 図表 2-3-2

事件後に受けた言動等で支えられた経験の有無別、被害からの回復度



出典：警察庁「令和5年度犯罪被害類型別等調査」

第3章 施策推進の考え方

1 施策体系

支援計画では、支援条例第1条に掲げられた「犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会」の実現に向けて、次の4つの「基本目標」を設定し、それぞれの目標に沿って「基本的施策」を実施します。

【基本目標・基本的施策】

基本目標1 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- | | |
|--------|---------------------------|
| 基本的施策1 | 安全の確保（第12条） |
| 基本的施策2 | 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条） |

基本目標2 損害回復・経済的支援等への取組

- | | |
|--------|---------------------|
| 基本的施策3 | 居住の安定（第13条） |
| 基本的施策4 | 雇用の安定（第14条） |
| 基本的施策5 | 損害賠償の請求に関する支援（第15条） |
| 基本的施策6 | 経済的負担の軽減（第16条） |

基本目標3 支援等のための体制整備への取組

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 基本的施策7 | 相談及び情報の提供等（第11条） |
| 基本的施策8 | 民間支援団体等に対する支援（第18条） |
| 基本的施策9 | 人材の育成（第19条） |
| 基本的施策10 | 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援（第21条） |
| 基本的施策11 | 県民が県外で発生した犯罪等の被害を受けた場合等の支援（第22条） |

基本目標4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- | | |
|---------|-------------------|
| 基本的施策12 | 学校における教育の実施（第20条） |
| 基本的施策13 | 普及啓発（第25条） |
| 基本的施策14 | 調査研究（第26条） |

2 推進体制

施策の推進にあたっては、国、県、市町村その他の関係行政機関をはじめ、関係する主体が相互に連携を図るため、県は、社会全体で犯罪被害者等支援に取り組む総合的な支援推進体制を以下のとおり構築します。

なお、施策の推進には多様な主体が関わりますが、第1章1(4)のとおり、本計画に盛り込む施策は、「宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会」の構成員をはじめとした関係機関、団体のものとします。

(1) 宮城県犯罪被害者等支援審議会

支援条例第23条により設置された有識者で構成する「宮城県犯罪被害者等支援審議会」において、支援計画及び犯罪被害者等のための施策の重要事項を審議します。

(2) 宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会

支援条例第24条により設置された関係行政機関や民間支援団体で構成する「宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会」において、構成機関・団体の相互協力及び連携の下に総合的な支援体制を構築し、犯罪被害者等の求めに応じた支援を推進します。

(3) 市町村との連携

市町村は、住民に最も身近な基礎自治体として、生活を支援する制度・サービスを所管していることから、被害者等の居住市町村と協力し、必要な支援を行います。

また、市町村を対象とした会議や研修会を開催し、本計画や支援施策に関する情報提供を行うとともに、具体的な支援方法の共有などを行い、市町村との連携・協力体制を構築します。

(4) 民間支援団体との連携・協働

犯罪被害者等の様々なニーズや心情をくみ取り、きめ細かな支援を長期にわたり提供できる点や素早い意思決定による迅速な対応ができる民間支援団体の強みを活かすため、適切な情報の提供や助言等、多角的な支援を行います。

(5) 県民、事業者との連携

県民や事業者が、犯罪被害者等支援のための施策の重要性について理解を深め、積極的に参加できるような気運の醸成や環境の整備に向けた取組を行います。

第4章 犯罪被害者等を支える14の基本的施策

表の見方

犯罪被害者等支援における4項目の目標であり、本計画により定めています。

基本目標2 損害回復・経済的支援等への取組

各基本目標に対する現状と課題、それらを改善するための施策の方向性を示しています。

【現状と課題】 犯罪被害者等は、自宅やその近辺で犯罪被害を受けたことにより、転居を余儀なくされることや、犯罪被害が原因で仕事の継続が困難になる場合があるほか、犯罪被害により生計維持者が亡くなることで生活基盤となっていた収入を失う場合があるなど、様々な経済的被害を受けているため、生活面でのあらゆる支援が必要です。

また、被害回復に向けた損害賠償請求等、適切な権利行使が困難なことがあります。

基本目標を細分化した12項目の施策であり、本計画により定めています。

【施策の方向】 犯罪被害者等の経済的負担の軽減・回復を図るため、国からの給付金の支給のみならず、県及び市町村からも見舞金を給付するほか、居住、雇用等の生活面における支援、損害賠償請求等の各種制度の情報提供、捜査活動等に伴う諸経費の公費負担、被害金品の早期回復等に努めます。

基本的施策6 経済的負担の軽減（第16条）

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要
2	犯罪被害者等見舞金の給付	犯罪行為により亡くなられた方のご遺族、又は重傷病を負われた犯罪被害者の方に対して、見舞金を給付します。 (共同参画社会推進課【県】)

施策に関連する「宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会」の構成機関・団体名を()内に記載しています(第1章1(4)のとおり、類似の施策は統合して記載したため、()内の機関・団体が具体的施策内の取組の全てを実施しているものではありません。)

各構成機関・団体による施策一覧（索引）（表中の数字は具体的施策の No.）

※ 構成機関・団体名については、以下の表に基づき、略称を記載することとします。

区分	構成機関・団体名	基本目標		2 損害回復・経済的支援等への取組			
		基本的施策		1 精神的・身体的被害の回復・防止への取組			
		1 安全の確保	2 福祉サービス及び保健医療サービスの提供	3 居住の安定	4 雇用の安定	5 損害賠償の請求に関する支援	6 経済的負担の軽減
【国】	1 宮城刑務所	7, 13, 15					3
	2 東北少年院	7, 13, 15					3
	3 青葉女子学園	7, 13, 15					3
	4 仙台地方検察庁	7, 11, 13, 14, 16				1, 2	3
	5 仙台矯正管区	7, 13, 15					
	6 仙台北部法務局	12, 13					
	7 更生保護委員会	7, 13, 17					
	8 仙台保護観察所	7, 13, 15, 17					
	9 宮城労働局	13			1		
	10 東北運輸局	13					
	11 第二管区海上保安本部	11, 13, 14, 18					4
	12 宮城海上保安部	11, 13, 14, 18					4
【宮城県】	13 私学・公益法人課	13					
	14 地域交通政策課	13					
	15 共同参画社会推進課	1, 13					2
	16 消費生活センター	13					
	17 社会福祉課	13					
	18 長寿社会政策課	13					
	19 子ども・家庭支援課	2, 13	3				5
	20 障害福祉課	13	1				
	21 精神保健推進室	13	2				
	22 児童相談所（※中央・北部・東部を含む）	3, 13					
	25 女性相談支援センター	2, 3, 13					
	26 精神保健福祉センター	13	2				
	27 雇用対策課	13			2		
	28 国際政策課	13					
	29 住宅課	13		1, 2			
	30 義務教育課	13					
31 高校教育課	13						
32 特別支援教育課	13						
33 審査調整課	13			3			

※ 各構成機関・団体の正式名称については、48 頁の「宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会構成機関・団体」をご覧ください。

基本目標	基本的施策	3 支援等のための体制整備への取組					4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組		
		7 相談及び情報の提供等	8 民間支援団体等に対する	9 人材の育成	10 犯罪被害者等に化しやすいつい	11 場犯罪等が被害を受けた	12 学校における教育の実	13 普及啓発	14 調査研究
構成機関・団体名									
1	宮城刑務所	2		1				2	
2	東北少年院	2		1				2	
3	青葉女子学園	2		1				2	
4	仙台地方検察庁	2		1				2	
5	仙台矯正管区	2		1				2	
6	仙台法務局	1, 2					1	2	
7	更生保護委員会	2		1				2	
8	仙台保護観察所	2		1				2	
9	宮城労働局	2						2	
10	東北運輸局	1, 2						2, 3	
11	第二管区海上保安本部	2		1				2	
12	宮城海上保安部	2		1				2	
13	私学・公益法人課	1, 2					2	2	
14	地域交通政策課	1, 2		1				2	
15	共同参画社会推進課	1, 2	4, 5	1	4			1, 2	1, 2
16	消費生活センター	1, 2		2				2, 8	
17	社会福祉課	2						2	
18	長寿社会政策課	2		2	3			2	
19	子ども・家庭支援課	2	1	1, 2	7, 8		3	2	
20	障害福祉課	2			2			2	
21	精神保健推進室	2						2	
22	児童相談所（※中央・北部・東部を含む）	1, 2			1			2	
25	女性相談支援センター	1, 2			7			2	
26	精神保健福祉センター	2						2	
27	雇用対策課	2						2	
28	国際政策課	2						2	
29	住宅課	2						2	
30	義務教育課	2					2	2	
31	高校教育課	2						2	
32	特別支援教育課	2					4	2	
33	審査調整課	2						2	

基本目標 基本的施策		1 精神的・身体的被害の回復・防止への取組		2 損害回復・経済的支援等への取組			
		1	2	3	4	5	6
		安全の確保	保健医療サービスの提供及び	居住の安定	雇用の安定	損害賠償の請求に関する支援	経済的負担の軽減
区分	構成機関・団体名						
【仙台市】	34 男女共同参画課	13					
	35 市民生活課	2, 13					
	36 消費生活センター	13					
	37 保護自立支援課	13					
	38 精神保健福祉総合センター	13	2				
	39 こども家庭保健課	13					
	40 こども若者相談支援センター	13					
	41 児童相談所	2, 3, 13					
	42 交流企画課	13					
	43 教育相談課	8, 9, 13					
【団体】	44 (公社) 宮城県医師会	13					
	45 (公社) 宮城県精神保健福祉協会	13					
	46 (公財) 宮城県暴力団追放推進センター	13					
	47 (公社) みやぎ被害者支援センター	1, 11, 13				1	9
	48 (福) 宮城県社会福祉協議会	13					
	49 (福) 仙台市社会福祉協議会	13					
	50 (福) 仙台的のちの電話	13					
	51 (独) 自動車事故対策機構仙台主管支所	13					10
	52 東北大学病院精神科	13					
	53 宮城県警察医会	13					
	54 宮城県医療ソーシャルワーカー協会	13					
	55 仙台弁護士会	13, 14				1	1
	56 日本司法支援センター宮城地方事務所	4, 13				2	
	57 宮城県臨床心理士会	13					
58 宮城県市長会	13						
59 宮城県町村会	13						
【事業者】	60 (公社) 宮城県宅地建物取引業協会	13		3			
	61 宮城県葬祭業協同組合	13					
【警察】	62 警務課	1, 5, 13, 14		3			1, 4
	63 生活安全企画課	9, 10, 13					
	64 県民安全対策課	2, 6, 9, 13					5
	65 少年課	13					
	66 捜査第一課	11, 13					
	67 捜査第三課	13					6
	68 組織犯罪対策第一課	5, 13					7, 8
	69 交通指導課	11, 13, 14				2	

基本目標 基本的施策 構成機関・団体名	3 支援等のための体制整備への取組					4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組		
	7	8	9	10	11	12	13	14
	相談及び情報の提供等	民間支援団体等に対する	人材の育成	被害者が潜在化しやすい	県民が県外で発生した	学校における教育の実	普及啓発	調査研究
34 男女共同参画課	1, 2	1	1	7		3	2	
35 市民生活課	1, 2	4		7			2	
36 消費生活センター	1, 2						2, 8	
37 保護自立支援課	2						2	
38 精神保健福祉総合センター	2						2	
39 こども家庭保健課	2		2				2	
40 こども若者相談支援センター	2					1	2	
41 児童相談所	1, 2			1			2	
42 交流企画課	2						2	
43 教育相談課	1, 2		1			2	2	
44 (公社) 宮城県医師会	2		1				2, 4	
45 (公社) 宮城県精神保健福祉協会	2						2, 5	
46 (公財) 宮城県暴力団追放推進センター	1, 2		2				2	
47 (公社) みやぎ被害者支援センター	1, 2	2, 5	1	4	1	5	1, 2	1
48 (福) 宮城県社会福祉協議会	2						2	
49 (福) 仙台市社会福祉協議会	2						2	
50 (福) 仙台いのちの電話	2	3					2	
51 (独) 自動車事故対策機構仙台主管支所	1, 2						2, 6	
52 東北大学病院精神科	2						2	
53 宮城県警察医会	2						2	
54 宮城県医療ソーシャルワーカー協会	2						2	
55 仙台弁護士会	1, 2						2	
56 日本司法支援センター宮城地方事務所	2						2	
57 宮城県臨床心理士会	2	2					2	
58 宮城県市長会	2						2	
59 宮城県町村会	2						2	
60 (公社) 宮城県宅地建物取引業協会	2						2	
61 宮城県葬祭業協同組合	2						2	
62 警務課	1, 2	2, 4, 5	1, 3	4, 5	2, 3	2	1, 2	
63 生活安全企画課	2						2	
64 県民安全対策課	2			8		6	2	
65 少年課	2					6	2, 7	
66 捜査第一課	2			6			2	
67 捜査第三課	2						2	
68 組織犯罪対策第一課	1, 2						2	
69 交通指導課	2					6	2, 6	

基本目標 1 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

【現状と課題】 犯罪被害者等は、加害者から再び危害を加えられるのではないかと不安を抱えている一方、被害が原因で心身の不調に見舞われる方も多く、刑事手続への関与は、被害者等にとって精神的負担が非常に大きいという現状があります。

また、報道機関等により、プライバシーが侵害される等の二次的被害を受けることがあります。

【施策の方向】 犯罪被害者等の精神的・身体的被害の軽減・回復を図るため、被害者等のニーズを早期に把握した上で、保護施設等に関する情報提供、利用促進及び斡旋等の支援、刑事手続の負担軽減のための支援を行うほか、地域におけるパトロール活動等の防犯指導を実施することにより、日常の安全確保の継続に努めます。

また、プライバシーの保護や、心身の状況に応じた保健医療サービスや福祉サービスの提供体制の整備に努めます。

基本的施策 1 安全の確保（第 12 条）

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要
1	犯罪被害者等への緊急避難場所の情報提供及び同行支援	公判への付添や精通弁護士の紹介など、犯罪被害者等のニーズに沿った支援活動を行います。特に、性犯罪等の相談案件については、緊急避難場所の情報提供や宿泊費・医療費等の助成、避難場所への同行支援等を行います。（共同参画社会推進課【県】、（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】、警務課【警察】）
2	DV 被害者等に対する支援	DV 被害者等に対し、保護命令制度の利用支援、住民基本台帳事務における支援措置を実施するほか、DV 被害者避難先確保に取り組む市町村への補助を実施します。【施策 10 に関連】（子ども・家庭支援課、女性相談支援センター【県】、市民生活課、児童相談所【仙台市】、県民安全対策課【警察】）
3	要保護女性・児童に対する支援	警察官等と連携し、女性・児童の安全確保に努めるほか、状況に応じて一時保護や施設入所等を実施します。【施策 10 に関連】（女性相談支援センター【県】、各児童相談所【県・仙台市】）
4	法律相談の実施	DV、ストーカー、児童虐待を受けている被害者や、犯罪被害者等の弁護士の利用を支援します。（日本司法支援センター宮城地方事務所【団体】）

No.	施策名	施策の概要
5	再被害防止対策	「再被害防止対策要綱」による再被害防止対象者への支援や、希望者に対する地域警察官の訪問・連絡を行います。（警務課、組織犯罪対策第一課【警察】）
6	ストーカー事案対応	ストーカー事案について、検挙、指導や警告等の措置に加え、精神科医療機関等の協力を得て、加害者の更生と再発防止に向けた取組を推進します。（県民安全対策課【警察】）
7	「被害者等通知制度」の運用及び加害者の矯正処遇・教育の実施	犯罪被害者等に対する加害者の処遇情報の提供や、被害者の心情等を踏まえた矯正処遇及び教育を実施します。（宮城刑務所、東北少年院、青葉女子学園、仙台地方検察庁、仙台矯正管区、更生保護委員会、仙台保護観察所【国】）
8	学校における心のケア	重大事件等が発生した場合に、市教委がスクールカウンセラーを当該校に派遣し、心のケアを行います。（教育相談課【仙台市】）
9	犯罪被害防止のための防犯活動	「みやぎ Security メール」やホームページ等を通じた防犯情報の提供や、防犯ボランティア団体、学校防犯巡視員等による防犯活動を推進します。（教育相談課【仙台市】、生活安全企画課、県民安全対策課【警察】）
10	特殊詐欺電話撃退	被害に遭いやすい高齢者がいる家庭を対象とした特殊詐欺電話を撃退する環境づくりを進めます。（生活安全企画課【警察】）
11	刑事手続時の負担軽減	捜査、公判等の刑事手続において、犯罪被害者等の事情聴取時の配慮や、付添支援を行います。（仙台地方検察庁、第二管区海上保安本部、宮城海上保安部【国】、（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】、捜査第一課、交通指導課【警察】）
12	インターネット上の人権侵害対応	人権侵害情報について相談を受けた場合、相談者の意向に応じて、その情報の削除依頼などの方法について助言するほか、法務局の調査の結果違法性が認められた侵害情報についてはプロバイダ等に対する削除要請を行います。（仙台北法務局【国】）
13	個人情報保護の徹底	犯罪被害者等の個人情報は、機関内での管理のみならず、関係機関と共有する場合も含め、関係法令等に基づき厳重に保護します。【各機関】

No.	施策名	施策の概要
14	二次的被害の防止	犯罪被害者等の情報が公表、報道されることによる二次的被害の防止のため、捜査、公判、報道等による配慮を行うとともに、関係者の研修を行います。（仙台地方検察庁、第二管区海上保安本部、宮城海上保安部【国】、仙台弁護士会【団体】、警務課、交通指導課【警察】）
15	「心情等聴取・伝達制度」の運用	標記制度により、加害者に対する被害者の心情等の伝達結果等を提供するほか、制度を円滑に利用できるよう関係機関・団体との連携を図りながら体制整備に努めます。（宮城刑務所、東北少年院、青葉女子学園、仙台矯正管区、仙台保護観察所【国】）
16	「被害者参加制度」及び「意見陳述制度」の運用	標記制度を利用する被害者等に対し、付添等を含めた適切なサポートを行うことで、再被害・再加害の防止に寄与します。（仙台地方検察庁【国】）
17	「意見等聴取制度」の運用	標記制度に関する問合せに応じ、手続の説明等を行うほか、同制度における援助（助言、付添い、同席、代筆）を行います。（更生保護委員会、仙台保護観察所【国】）
18	「被害者連絡制度」の運用	捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況等について犯罪被害者等が希望した場合に連絡するほか、相談内容に応じて、警察、検察庁等の支援制度、民間被害者支援団体における支援制度の情報を提供します。（第二管区海上保安本部、宮城海上保安部【国】）

基本的施策 2 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第 17 条）

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要
1	障がい者を有する犯罪被害者等への支援	障がい者及び犯罪被害によって障がい者を有することとなった方が障がい福祉施策の利用を要する際は、「障害者就業・生活支援センター」や「宮城県障害者福祉センター」を通じて必要な支援、助言等を行います。【施策 10 に関連】（障害福祉課【県】）

No.	施策名	施策の概要
2	精神保健福祉の相談機関における支援	各保健福祉事務所（保健所）における精神科医、保健師等による精神保健福祉相談や、「こころの相談電話」、「はあとライン」、「自死対策推進センター相談電話」及び来所相談により犯罪被害者からの相談に適切に対応します。（精神保健推進室、精神保健福祉センター【県】、精神保健福祉総合センター【仙台市】）
3	女性のための相談機関における支援	女性相談支援センターやコスモスハウスにおいて、困難な問題を抱える女性の保護及び支援を実施するほか、女性のための専門電話相談により、犯罪被害者等を含む困難を抱える女性への助言、情報提供の支援を行います。（子ども・家庭支援課【県】）

基本目標 2 損害回復・経済的支援等への取組

【現状と課題】 犯罪被害者等は、自宅やその近辺で犯罪被害を受けたことにより、転居を余儀なくされることや、犯罪被害が原因で仕事の継続が困難になる場合があるほか、犯罪被害により生計維持者が亡くなることで生活基盤となっていた収入を失う場合があるなど、様々な経済的被害を受けているため、生活面でのあらゆる支援が必要です。

また、被害回復に向けた損害賠償請求等、適切な権利行使が困難なことがあります。

【施策の方向】 犯罪被害者等の経済的負担の軽減・回復を図るため、国からの給付金の支給のみならず、県及び市町村からも見舞金を給付するほか、居住、雇用等の生活面における支援、損害賠償請求等の各種制度の情報提供、捜査活動等に伴う諸経費の公費負担、被害金品の早期回復等に努めます。

基本的施策 3 居住の安定（第 13 条）

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要
1	県営住宅の活用による支援	住宅に困窮する犯罪被害者等について、一般世帯に比べ県営住宅の当選確率を 2 倍とする優遇措置を講じるとともに、現在居住している住宅に居住し続けることが困難となった犯罪被害者等に対して、県営住宅等の目的外使用により、原則 3 か月以内の期間、住居を提供します。（住宅課【県】）
2	民間賃貸住宅等による住宅セーフティネットの充実	住宅セーフティネット制度の効果的な運用に向け、みやぎ住まいづくり協議会において、住宅確保要配慮者の賃貸住宅等への円滑な入居に向けた取組を実施します。（住宅課【県】）
3	民間賃貸住宅の媒介等に関する支援	県警察本部と公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会との協定（犯罪被害者等に対する民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書）に基づき、民間賃貸住宅の媒介及び入居契約時の媒介手数料（家賃約 1 か月分）を無料にする等の支援を行います。（（公社）宮城県宅地建物取引業協会【事業者】、警務課【警察】）

基本的施策 4 雇用の安定（第 14 条）

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要
1	「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」の周知	企業等に対し、導入事例集や、「働き方・休み方改善ポータルサイト」等を活用し、普及に向けた周知啓発を行います。（宮城労働局【国】）
2	就職支援窓口の運営	「みやぎ若年者就職支援センター（みやぎジョブカフェ）」や「みやぎシゴトサポートセンター」、「みやぎ女性のキャリア・リスタート支援センター」等において、犯罪被害者等の就職を支援します。（雇用対策課【県】）
3	労働相談及び個別労使紛争あっせんの実施	犯罪被害者等の雇用に関係する相談を含め、労使双方から寄せられる労働相談に対応し、労使間で生じた紛争の解決を図るほか、相談内容に応じて関係機関を紹介します。（審査調整課【県】）

基本的施策 5 損害賠償の請求に関する支援（第 15 条）

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要
1	「仙台弁護士会犯罪被害者サポートセンター」による弁護士選任支援	資力のない被害者等に対し、標記センターによる弁護士選任支援を行うとともに、被害者等がその支援を速やかに受けられるよう関係機関による同センターの周知に努めます。（仙台地方検察庁【国】、（公社）みやぎ被害者支援センター、仙台弁護士会【団体】）
2	損害賠償に係る各種制度の情報提供	通常の民事上の損害賠償のほか、「損害賠償命令制度」等に関する情報提供や、犯罪被害者等の支援を行っている機関、団体の窓口を案内します。（仙台地方検察庁【国】、日本司法支援センター宮城地方事務所【団体】、交通指導課【警察】）

基本的施策 6 経済的負担の軽減（第 16 条）

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要
1	犯罪被害給付制度の周知・運用	犯罪被害給付制度の周知を図るとともに、制度の対象となりうる犯罪被害者等に対しては、制度に関する権利や手続きについて十分な説明を行い、事案の内容に即した迅速な裁定に努めます。（仙台弁護士会【団体】、警務課【警察】）
2	犯罪被害者等見舞金の給付	犯罪行為により亡くなられた方のご遺族、又は重傷病を負われた犯罪被害者の方に対して、見舞金を給付します。（共同参画社会推進課【県】）
3	刑事手続等における経費負担の軽減	犯罪被害者等に対し、リモートによる事情聴取を行うことにより、刑事手続に関連する旅費負担を軽減するほか、「心情等聴取・伝達制度」における旅費の支給や聴取場所の調整等を行うことにより、犯罪被害者等の経済的負担を軽減します。（宮城刑務所、東北少年院、青葉女子学園、仙台地方検察庁【国】）
4	「公費負担制度」の運用等	犯罪発生時に要する検案書料、初診料、診断書料、性感染症検査料、緊急避妊措置料、遺体搬送料等や、司法解剖に係る費用について、公費により負担します。（第二管区海上保安本部、宮城海上保安部【国】、警務課【警察】）
5	一時避難に要する費用の負担	一時保護所及び女性相談支援施設に入所中の DV 被害者等に対する費用の貸し付けを行うほか、ストーカー・DV 事案の被害者等に対し、ホテル等の宿泊施設への一時避難に伴う費用を負担します。【施策 10 に関連】（子ども・家庭支援課【県】、県民安全対策課【警察】）
6	被害品の早期発見と還付	盗品処分予想先業者への捜査を行うほか、自転車の盗難に関し、撤去自転車の照会による被害車両の早期還付を推進します。（捜査第三課【警察】）
7	犯罪の水際対策の実施	盗品等の保全に向け、出入国在留管理庁・税関・海上保安庁等による犯罪の水際対策を推進します。（組織犯罪対策第一課【警察】）
8	特殊詐欺事件の早期対応	特殊詐欺事件の被疑者の早期検挙や、金融機関との連携による被害金振込先口座の早期凍結等により、被害回復を推進します。（組織犯罪対策第一課【警察】）
9	緊急支援金の支給	犯罪被害等に起因する費用の支弁が困難で、かつ緊急に支援が必要な被害者に対し、全国被害者支援ネットワークの緊急支援金により、転居費用、交通費等を補助します。（（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】）

No.	施策名	施策の概要
10	自動車事故の被害者への支援	自動車事故の被害者に対し、「介護料支給制度」及び「交通遺児等育成資金貸付制度」による支援を実施します。（（独）自動車事故対策機構仙台主管支所【団体】）

基本目標 3 支援等のための体制整備への取組

【現状と課題】 犯罪被害者等の支援内容等に関することはあまり知られていない上、そのニーズはより複雑化しています。

また、子ども、障がい者、高齢者、性犯罪・性暴力被害者、DV被害者等は自ら被害を訴えることが困難で被害が潜在化しやすいとされ、県内でもその相談件数は増加傾向にあります。

さらに、その対応等にあたる支援担当者の負担が増しており、支援担当者が犯罪被害者等と同様のストレス状態に陥る代理受傷が起りやすい状態となっています。

【施策の方向】 犯罪被害者等に対し十分な支援体制を確立するため、犯罪被害者等が必要とする情報を早期に提供するほか、民間支援団体への活動支援の促進に努めます。

また、被害者支援への意識の啓発と専門的知識の習得に向けた研修等を実施し、支援担当者の代理受傷の予防に配慮しながら、人材の育成及び資質の向上に取り組みます。

潜在化しやすい被害や県外で受けた被害等についても、各機関の専門性を生かした途切れない支援を行います。

基本的施策 7 相談及び情報の提供等（第 11 条）

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要
1	各種相談窓口での相談対応	<p>各機関において、次のような相談窓口を設置し、犯罪被害者等からの相談に対応するとともに、各種情報提供を行います。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等支援のための総合相談窓口【県、仙台市】 ・ 性暴力被害相談支援センター宮城（【県】、（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】） ・ 性犯罪相談電話「#8103（ハートさん）」【警察】 ・ 女性相談支援センター【県】 ・ 仙台市配偶者暴力相談支援センター【仙台市】 ・ 児童相談所【県、仙台市】 ・ 児童生徒の相談窓口【県、仙台市】 ・ 交通事故相談室（東北運輸局【国】、【県】、【仙台市】、（独）自動車事故対策機構仙台主管支所【団体】） ・ 消費生活相談窓口【県、仙台市】 ・ 人権相談（仙台北法務局【国】）

		<p>・暴力団相談窓口 （（公財）宮城県暴力団追放推進センター、仙台弁護士会【団体】、組織犯罪対策第一課【警察】）</p>
2	犯罪被害者支援制度の広報や周知	各機関相互に、犯罪被害者等支援制度に関する情報をホームページ、リーフレット、ポスター、大会等において広報し、周知を進めます。【各機関】

基本的施策 8 民間支援団体等に対する支援（第 18 条）

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要
1	DV 被害者等支援団体に対する支援	民間支援団体の SNS 相談事業や民間シェルター事業などの取り組みや、自助グループの安定的な活動を支援します。（子ども・家庭支援課【県】、男女共同参画課【仙台市】）
2	犯罪被害者等の自助グループに対する支援	活動場所の確保や紹介、活動時におけるファシリテーターとしての参加などを通じ、犯罪被害者等の自助グループ活動を支援します。（（公社）みやぎ被害者支援センター、宮城県臨床心理士会【団体】、警務課【警察】）
3	自死遺族支援団体に対する支援	自死遺族支援わかちあいのつどい「すみれの会」を実施するほか、会の周知のため、関係機関、一般市民への情報提供を行います。（（福）仙台いのちの電話【団体】）
4	犯罪被害者等早期援助団体に対する支援	犯罪被害者等早期援助団体である（公社）みやぎ被害者支援センターの行う相談、広報、調査研究、人材養成事業を支援するほか、寄附金型自動販売機の設置促進や、賛助会員拡充などの財政基盤強化を支援します。（共同参画社会推進課【県】、市民生活課【仙台市】、警務課【警察】）
5	性暴力被害相談支援団体に対する支援	（公社）みやぎ被害者支援センターが運営する「性暴力被害相談支援センター宮城」において行う電話・面接・メール相談、付添支援、法律相談等の支援体制の構築を支援するほか、一時避難に伴う宿泊費用の助成等の事業を行うための支援をします。【施策 10 に関連】（共同参画社会推進課【県】、（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】、警務課【警察】）

基本的施策 9 人材の育成（第 19 条）

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要
1	犯罪被害者等を支援する各機関の職員の育成	<p>犯罪被害者等支援に携わる次のような職員等に対し研修等（例：当事者・支援者による講話、代理受傷の予防・対処をするための研修、事例検討会）を実施します。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会【県】 ・「心情等聴取・伝達制度」担当者（宮城刑務所等【国】） ・司法修習生（仙台地方検察庁【国】） ・被害者担当保護司（更生保護委員会【国】） ・交通事故相談員（地域交通政策課【県】） ・各自治体担当者【県、仙台市】 ・DV 担当者 （子ども・家庭支援課【県】、男女共同参画課【仙台市】） ・児童虐待担当者（子ども・家庭支援課【県】） ・学校の教職員やスクールカウンセラー【県、仙台市】 ・海上保安官、相談員、警察官 （第二管区海上保安本部、宮城海上保安部【国】、（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】、【警察】） ・法医学関係者（宮城県医師会【団体】）
2	犯罪被害者等を支援する県民、事業者の育成	<p>県民及び事業者が、犯罪被害者等支援の理解を深め、協力いただくための研修等を実施します。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員や金融機関職員【県、仙台市】 ・保育所、幼稚園、児童館等の職員【仙台市】 ・消費生活について学ぶ団体【県】 ・デート DV の防止について学ぶ県民【県】 ・高齢者の虐待防止について学ぶ県民【県】 ・不当要求防止責任者 （（公財）宮城県暴力団追放推進センター【団体】）
3	死傷者多数事案に対応する支援要員の育成	<p>多数の死傷者が発生する事案に対応するため、被害者支援業務に精通した警察職員を「指定被害者支援要員」に指定し、発生直後の初期段階から支援活動を実施します。（警務課【警察】）</p>

基本的施策 10

被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援（第 21 条）

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要
1	要保護児童に対する支援（一部再掲）	警察官等と連携し、児童の安全確保に努めるほか、状況に応じて一時保護や施設入所等を実施します。【施策 1 に関連】（各児童相談所【県・仙台市】）
2	障がい者を有する犯罪被害者等への支援（再掲）	障がい者及び犯罪被害によって障がいを有することとなった方が障がい福祉施策の利用を要する際は、「障害者就業・生活支援センター」や「宮城県障害者福祉センター」を通じて必要な支援、助言等を行います。【施策 2 に関連】（障害福祉課【県】）
3	高齢者虐待防止対策の推進	高齢者施設等の利用者及び施設職員等からの相談に対する相談窓口を設置するとともに、市町村等からの要望に応じて現場に赴き事例共有など、必要な支援を行います。（長寿社会政策課【県】）
4	性暴力被害相談支援センター宮城の運営	センターにおいて、警察と連携しながら、性犯罪・性暴力被害者が相談しやすい多様な相談方法を提供します。【施策 7,8 に関連】（共同参画社会推進課【県】、（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】、警務課【警察】）
5	性犯罪相談電話の運用による相談体制の確立	性犯罪被害者が相談しやすい環境を整備するため、性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」（全国共通番号）を 24 時間体制で運用し、相談体制を確立します。【施策 7 に関連】（警務課【警察】）
6	性犯罪採取キットの整備	性犯罪被害者への支援における連携・協力に関する協定（県・警察・県産婦人科医会・（公社）みやぎ被害者支援センター）に基づく協力医療機関のうち、賛同を得られた医療機関に対し、あらかじめ性犯罪採取キットを整備します。（捜査第一課【警察】）
7	DV 被害者に対する支援（再掲）	DV 被害者に対し、保護命令制度の利用支援、住民基本台帳事務における支援措置を実施するほか、DV 被害者避難策確保に取り組む市町村への補助を実施します。【施策 1 に関連】（子ども・家庭支援課、女性相談支援センター【県】、市民生活課、男女共同参画課【仙台市】）

No.	施策名	施策の概要
8	一時避難に要する費用の負担（再掲）	一時保護所及び女性相談支援施設に入所中のDV被害者等に対する費用の貸し付けを行うほか、ストーカー・DV事案の被害者等に対し、ホテル等の宿泊施設への一時避難に伴う費用を公費により負担します。【施策6に関連】（子ども・家庭支援課【県】、県民安全対策課【警察】）

基本的施策 11

県民が県外で発生した犯罪等の被害を受けた場合等の支援（第22条）

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要
1	事件発生地が県外である場合の犯罪被害者等への支援	事件発生地が県外である場合や、県外での被害後に県内に移住した犯罪被害者等に対しても、本人の要望により、ニーズに沿った適切な支援を実施します。（（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】）
2	他都道府県警察犯罪被害者支援室との連携	県民が県外で被害に巻き込まれた際には、当該都道府県警察犯罪被害者支援室から犯罪被害者等の情報や事件概要等の情報を受けられるよう連携を図りながら支援ニーズの抽出を行います。（警務課【警察】）
3	国外犯罪被害弔慰金等支給制度の運用	日本国外における犯罪行為により亡くなられた方のご遺族又は障がいが残った犯罪被害者に対して、弔慰金、見舞金を支給します。（警務課【警察】）

基本目標 4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

【現状と課題】 現在、県内の各団体において、犯罪被害者等のための支援が行われていますが、その施策の効果は、県民の理解・協力が得られなければ十分に発揮されません。また、犯罪被害者等は、地域社会において配慮・尊重され、支えられることで初めて平穏な生活を回復することができることから、犯罪被害者等のための取組の実施と県民の理解・協力は車の両輪であると考えられ、双方の効果的な推進が課題となっています。

【施策の方向】 犯罪被害者等の現状と心情の理解、犯罪被害後に受ける二次的被害の実態、支援の必要性等について普及啓発を行うとともに、自他を大切にす教育活動の充実を通じ、県民の犯罪被害者等に対する理解促進に努めます。

また、各自治体における犯罪被害者等支援制度の運用に関する実態調査及び検証を行うことで、犯罪被害者等のニーズを反映した支援の提供に努めます。

基本的施策 12 学校における教育の実施（第 20 条）

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要
1	人権教室等による人権啓発活動	学校等において、子供たちに思いやりの心や命の大切さを体得することを目的とした人権教室や、「社会を明るくする運動」の啓発等を実施します。（仙台法務局【国】、こども若者相談支援センター【仙台市】）
2	「命を大切にす教育」等の実施	各学校において、犯罪被害者等による講演会や命の大切さをテーマとした作文コンクールを開催・周知するほか、社会における自己の役割を考えさせ、被害者や加害者も出さない街づくりについて学ぶ等の志教育を推進するなどして、児童、生徒の犯罪被害者等への理解の向上を図ります。（私学・公益法人課、義務教育課【県】、教育相談課【仙台市】、警務課【警察】）
3	DV 防止啓発事業	DV 及びデート DV の防止啓発リーフレット等を作成、配布するほか、デート DV 防止及び性教育に関する出前講座を実施します。（子ども・家庭支援課【県】、男女共同参画課【仙台市】）
4	自他を大切にす学校教育の取組	全ての特別支援学校において、自他を大切にす心の教育等を行うよう指導するほか、SNS での犯罪被害・加害について、具体例を出して指導するよう各学校に周知します。（特別支援教育課【県】）

No.	施策名	施策の概要
5	教育機関への講師派遣	教育機関からの依頼に応じて、犯罪被害等に関する講師派遣を行うとともに、犯罪被害者支援活動に対する理解を深めるための広報活動等参加への働きかけを促進します。（（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】）
6	防犯教室等の実施	各学校等において、子供の犯罪被害防止のための防犯教室、非行防止・犯罪被害防止教室、交通安全教室等を実施します。（県民安全対策課、少年課、交通指導課【警察】）

基本的施策 13 普及啓発（第 25 条）

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要
1	「犯罪被害者週間」に合わせた各事業の実施	関係機関との協働により、「犯罪被害者週間」に合わせた「県民のつどい公開講演会」の開催、「被害者等の声と支援のパネル展」の開催、街頭キャンペーン等による広報・啓発活動を実施し、県民の犯罪被害者支援に係る理解の促進に努めます。（共同参画社会推進課【県】、（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】、警務課【警察】）
2	被害者支援制度等についての理解促進等	庁舎内におけるリーフレットの配架、窓口における案内、広報誌やホームページ、ラジオ放送等により、一般的な被害者支援制度や、各機関が取り組んでいる支援施策の理解促進を進めます。【各機関】
3	「公共交通事故被害者等支援フォーラム」の開催	公共交通事業者等を対象としたフォーラムを開催し、被害者支援の重要性の啓発と支援計画策定の促進を図ります。（東北運輸局【国】）
4	性被害防止啓発等	児童生徒の性被害防止に寄与するため、性教育推進連絡協議会等や性教育研究大会へ参画しながら、啓発活動・研修会等の事業を推進します。（（公社）宮城県医師会【団体】）
5	精神保健福祉の普及啓発	精神保健福祉を取り上げた機関誌「みやぎ」、広報誌「心とこころ」を発行するほか、精神保健福祉に関する問題を取り上げた地域講演会を行い、正しい知識の普及啓発に取り組みます。（（公社）宮城県精神保健福祉協会【団体】）
6	交通事故被害者についての理解促進等	キャンペーンの実施や作品を展示したギャラリーの設置により、交通事故被害者に対する理解促進を図ります。（（独）自動車事故対策機構仙台主管支所【団体】、交通指導課【警察】）

No.	施策名	施策の概要
7	少年非行・犯罪等防止のための広報啓発	少年非行や犯罪被害の現状について、少年警察関係機関に広報啓発を行います。（少年課【警察】）
8	消費生活に関する啓発	消費者啓発チラシ・リーフレットを配布する等、各種媒体を活用した消費者被害防止の啓発を実施するほか、学校における消費者教育講座、各種研修等を行います。【施策9に関連】（消費生活センター【県、仙台市】）

基本的施策 14 調査研究（第26条）

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要
1	市町村に対する実態調査の実施	市町村に対し、被害者支援の体制や制度等に関する実態調査を実施します。（共同参画社会推進課【県】、（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】）
2	性犯罪被害者協力医療機関に向けたアンケートの実施	性犯罪被害者支援体制の充実に向け、機関の意向や実態を把握することを目的としたアンケートを実施します。（共同参画社会推進課【県】）

参 考 资 料

宮城県犯罪被害者等支援条例（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに県、市町村、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 犯罪被害者等のための施策 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるように支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。
- 四 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- 五 二次的被害 犯罪被害者等が、犯罪等による被害を受けた後に、周囲の者による理解又は配慮に欠けた言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、受ける精神的な苦痛、身体の不調その他の被害をいう。
- 六 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項の団体をいう。）その他の犯罪被害者等の支援を主たる目的として適切に行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 犯罪被害者等のための施策は、次の各号に掲げる事項を基本理念とし、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならない。

- 一 犯罪被害者等は、個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- 二 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害及び二次的被害が生じることのないよう十分に配慮されること。
- 三 犯罪被害者等が日常生活を平穏に営み、安心して暮らすことができるよう、一人ひとりに寄り添った必要な支援が途切れることなく提供されること。

四 国、県、市町村その他の関係行政機関、民間支援団体等による相互の連携及び協力のもとに推進されること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村その他の関係行政機関、民間支援団体等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、市町村が犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進できるよう、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うものとする。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、国、県その他の関係行政機関、民間支援団体等との適切な役割分担を踏まえ、当該地域の状況に応じた施策を推進するとともに、県が実施する犯罪被害者等のための施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等のための施策の推進の必要性について理解を深め、再被害及び二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等のための施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等のための施策の推進の必要性について理解を深め、県が実施する犯罪被害者等のための施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第八条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等のための施策の推進の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を活用するとともに、県が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援計画)

第九条 知事は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援計画（以下「支援計画」という。）を定めるものとする。

2 支援計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 犯罪被害者等のための施策の基本的な考え方

二 犯罪被害者等のための施策に係る役割分担及び連携に関する事項

三 犯罪被害者等のための施策に係る具体的な取組

四 前三号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を推進するために必要な事項

3 知事は、支援計画の策定に当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な

措置を講じなければならない。

4 知事は、支援計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前二項の規定は、支援計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第十条 県は、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 県は、犯罪被害者等が日常生活を平穩に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題に係る相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等の支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十二条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉、生活の平穩、犯罪被害者等の人権等に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員等の配置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十三条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに再被害及び二次的被害を防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十四条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図り、並びに再被害及び二次的被害を防止するため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深める啓発を行うこと。

二 犯罪被害者等に対し、自らの雇用を守るために活用できる制度の理解を深める啓発を行うこと。

(損害賠償の請求に関する支援)

第十五条 県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、損害賠償の請求について、その被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充その他の必要な

施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十六条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響からの回復を図るため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体等に対する支援)

第十八条 県は、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援を行う者が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進することができるよう、県が実施する犯罪被害者等のための施策に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第十九条 県は、犯罪被害者等のための施策の充実を図るため、相談、助言及び日常生活の支援等を担う従事者を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育の実施)

第二十条 県は、学校の設置者等と連携し、児童、生徒、学生等に対して犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等のための施策の必要性並びに再被害及び二次的被害の防止の重要性について理解を深めるための教育その他の必要な施策を講ずるものとする。

(被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援)

第二十一条 県は、自ら被害を訴えることが困難で被害が潜在化しやすい犯罪被害者等である子ども、障がい者、高齢者、性犯罪・性暴力被害者、配偶者からの暴力による被害者等が、被害を認識し、被害に応じた相談ができるようにするため、体制の確立、支援のための環境づくり、わかりやすい広報その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民が県外で発生した犯罪等の被害を受けた場合等の支援)

第二十二条 県は、県民が県外(国外を含む。)で発生した犯罪等により被害を受けた場合には、国、市町村その他の関係行政機関、民間支援団体等と連携して、当該犯罪等による犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の規定は、県内に住所を有しない者又は居住していない者が県内で発生した犯罪等により被害を受けた場合に準用する。

第三章 推進体制

(宮城県犯罪被害者等支援審議会の設置)

第二十三条 県は、基本理念にのっとり、支援計画及び犯罪被害者等のための施策の重要事

項を審議するため、宮城県犯罪被害者等支援審議会（以下「支援審議会」という。）を設置する。

- 2 支援審議会は、知事が任命する委員十人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 支援審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 6 会長は、会務を総理し、支援審議会を代表する。
- 7 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、支援審議会の運営に関し必要な事項は、会長が支援審議会に諮り定める。

（宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会の設置）

第二十四条 県は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等のための施策及び具体的な事業を総合的かつ効果的に調整するため、宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会（以下「支援連絡協議会」という。）を設置する。

- 2 支援連絡協議会は、関係行政機関及び民間支援団体等をもって構成する。

第四章 普及啓発

（普及啓発）

第二十五条 県は、犯罪被害者等のための施策の推進の重要性について、広く県民の理解を得るよう努めるとともに、県民の犯罪被害者等のための施策への参画を促進するための普及啓発に努めるものとする。

- 2 犯罪被害者等支援関連の週間は、十一月二十五日から十二月一日までとする。

（調査研究）

第二十六条 県は、犯罪被害者等の支援に関し必要な調査研究を行い、その成果の普及に努めるものとする。

第五章 雑則

（個人情報の適切な管理）

第二十七条 県は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理するものとする。

（年次報告及び公表）

第二十八条 知事は、毎年度、支援計画に基づき実施した犯罪被害者等のための施策の取組状況について、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

（委任）

第二十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項については、県が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の宮城県犯罪被害者支援条例第九条の規定により策定されている犯罪被害者支援推進計画は、改正後の宮城県犯罪被害者等支援条例第九条の規定により策定された支援計画とみなす。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

宮城県犯罪被害者等支援審議会委員

- おおさか じゆん
大坂 純 精神保健福祉士（東北こども福祉専門学院副学院長）
- おぼら あきこ
小原 聡子 精神科医師（宮城県精神保健福祉センター所長）
- おやま まさあき
小山 政明 報道関係者（元 NHK 福島放送局副局長）
- ささき えつこ
佐々木 悦子 産婦人科医師（佐々木悦子産科婦人科クリニック院長）
宮城県医師会常任理事
公益社団法人みやぎ被害者支援センター副理事長
- すがわら ひさこ
菅原 壽子 保護司（仙台保護観察所）
- たけだ えいこ
竹田 英子 地域ボランティア（宮城県少年補導員協会会長）
- ほりけ ひろこ
堀毛 裕子 公認心理師・臨床心理士（東北学院大学名誉教授）
- まつもと ふみひろ
松本 文弘 教育関係者（仙台大学学長特別補佐）
- みどりかわ ひろし
翠川 洋 弁護士（官澤綜合法律事務所）
公益社団法人みやぎ被害者支援センター理事
- やしま さだとし
八島 定敏 犯罪被害者遺族

宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会構成機関・団体

国	1	宮城刑務所	仙台市	34	市民局市民活躍推進部男女共同参画課		
	2	東北少年院		35	市民局生活安全安心部市民生活課		
	3	青葉女子学園		36	市民局生活安全安心部消費生活センター		
	4	仙台地方検察庁		37	健康福祉局地域福祉部保護自立支援課		
	5	法務省仙台矯正管区		38	健康福祉局障害福祉部 精神保健福祉総合センター		
	6	法務省仙台法務局人権擁護部		39	子ども若者局子ども家庭部 子ども家庭保健課		
	7	法務省東北地方更生保護委員会		40	子ども若者局子ども若者支援部 子ども若者相談支援センター		
	8	法務省仙台保護観察所		41	子ども若者局児童相談所		
	9	厚生労働省宮城労働局		42	文化観光局交流企画課		
	10	国土交通省東北運輸局		43	教育局学校教育部教育相談課		
	(12)	11		第二管区海上保安本部	団体	44	公益社団法人 宮城県医師会
		12		宮城海上保安部		45	公益社団法人 宮城県精神保健福祉協会
宮城	13	総務部私学・公益法人課	46	公益財団法人 宮城県暴力団追放推進センター			
	14	企画部地域交通政策課	47	公益社団法人 みやぎ被害者支援センター			
	15	環境生活部共同参画社会推進課	48	社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会			
	16	環境生活部消費生活・文化課 消費生活センター	49	社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会			
	17	保健福祉部社会福祉課	50	社会福祉法人 仙台的のちの電話			
	18	保健福祉部長寿社会政策課	51	独立行政法人 自動車事故対策機構仙台主管支所			
	19	保健福祉部子ども・家庭支援課	52	東北大学病院精神科			
	20	保健福祉部障害福祉課	53	宮城県警察医会			
	21	保健福祉部精神保健推進室	54	宮城県医療ソーシャルワーカー協会			
	22	中央児童相談所	55	仙台弁護士会			
	23	北部児童相談所	56	日本司法支援センター宮城地方事務所			
	24	東部児童相談所	57	宮城県臨床心理士会			
25	女性相談支援センター	(16)	58	宮城県市長会			
26	精神保健福祉センター	59	宮城県町村会				
県	27	経済商工観光部雇用対策課	事業者	60	公益社団法人 宮城県宅地建物取引業協会		
	28	経済商工観光部国際政策課	(2)	61	宮城県葬祭業協同組合		
	29	土木部住宅課	警察本部	62	警務部警務課		
	30	教育庁義務教育課		63	生活安全部生活安全企画課		
	31	教育庁高校教育課		64	生活安全部県民安全対策課		
	(21)	32		教育庁特別支援教育課	65	生活安全部少年課	
	33	労働委員会事務局審査調整課		66	刑事部捜査第一課		
67		67		刑事部捜査第三課			
68		68		刑事部組織犯罪対策局 組織犯罪対策第一課			
(8)		69	交通部交通指導課				
合計	69機関・団体						

宮城県犯罪被害者等支援計画用語集

本計画に記載している用語について解説します。

索引	用語	解説	頁
い	意見陳述制度（いけんちんじゅつせいで）	被害者やご遺族等の方々が、被害についての今の気持ちや事件についての意見を法廷で述べたいという希望を持っている場合に、このようなお気持ちやご意見を述べてもらう制度です。 これにより、裁判が被害者やご遺族等の方々の気持ちや意見を踏まえた上で行われることがより一層明確になり、さらに、被告人に被害者やご遺族等の方々の気持ちなどを直接聞く機会を与えることで、被告人の反省を深めることにも役立ちます。	27
	意見等聴取制度（いけんとうちょうしゅせいで）	加害者の仮釈放等審理の対象となっている犯罪等による被害を受けた方などが、地方更生保護委員会に対して、仮釈放等、生活環境の調整や保護観察に関するご意見や被害についてのお気持ちを伝えることができる制度です。 伝えられたご意見等は、仮釈放等を許すか否かの判断、生活環境の調整にあたり配慮されるほか、仮釈放等が許可されて保護観察となった場合は、保護観察を実施する上での指導等で考慮されます。	27
か	介護料支給制度（かいごりょうしきゅうせいで）	自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に介護料を支給する制度です。	32
け	県営住宅等の目的外使用（けんえいじゅうたくとうのもくてきがいしよう）	県の許可を得て、県営住宅の空室を本来の目的（公営住宅法に基づき住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸すること）以外に使用することです。	29
	県民のつどい公開講演会（けんみんのつどいこうかいこうえんかい）	犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏への配慮の重要性等について、県民の方々の理解を深めることを目的として、毎年「犯罪被害者週間」に合わせて、宮城県・宮城県警察・公益社団法人みやぎ被害者支援センターが主催する講演会です。	39

索引	用語	解説	頁
こ	公共交通事故被害者等支援フォーラム（こうきょうこうつうじこひがいしゃとうしえんふおーらむ）	公共交通事業者の安全意識の更なる向上及び公共交通事故被害者等支援計画の策定促進を図ることを目的に、国土交通省が、毎年全国 10 か所程度で開催しているフォーラムです。 公共交通事故被害者から経験をお話していただくほか、被害者を支援する心のケアの専門家や弁護士、公共交通事業者の被害者支援の取組例等について御講演いただくとともに、公共交通事故被害者支援室の業務内容を紹介し、公共交通事故被害者等支援計画の策定を働き掛けています。	39
	交通遺児等育成資金貸付制度（こうつういじとういくせいしきんかしつけせいど）	自動車事故により死亡または重度の後遺障害が残った方の子の健全な育成を図るため、中学校卒業までの子を対象に、生活資金の無利子貸付を行う制度です。	32
	公費負担制度（こうひふたんせいど）	犯罪被害者等に対する早期の経済的支援を目的として、県警察等が、医療費等（死体検案書料、遺体修復料、遺体搬送料など）、カウンセリング費用、一時避難場所確保に係る費用を公費により負担する制度です。	31
	国外犯罪被害弔慰金等支給制度（こくがいはんざいひがいちょういきんとうしきゅうせいど）	日本国外において行われた故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対して国外犯罪被害弔慰金を、障害が残った日本国民に対して国外犯罪被害障害見舞金を支給する制度です。	37
	志教育（こころざしきょういく）	小・中・高等学校等の全時期を通じて、人や社会とかかわる中で社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考えさせながら、将来の社会人としてのよりよい生き方を主体的に求めさせていく教育です。	38
	こころの相談電話（こころのそうだんでんわ）	宮城県精神保健福祉センターにおけるこころの悩みに関する電話相談窓口です。	28
	コスモスハウス（こすもすはうす）	社会福祉法人宮城県福祉事業協会において、困難女性支援法に基づき設置している女性自立支援施設です。	28

索引	用語	解説	頁
さ	再被害防止対策要綱（さいひがいぼうしたいさくようこう）	犯罪被害者等が、検挙した当該犯罪の被疑者から再び危害を加えられる事態を防止するため、犯罪被害者等の保護に関して必要な事項を定めることを目的として警察庁が定めている要綱です。	26
	再被害防止対象者（さいひがいぼうしたいしょうしゃ）	犯罪被害者等のうち、犯罪の手口、動機及び組織的背景、加害者と犯罪被害者等との関係、加害者の言動その他の状況から、加害者の再犯により、生命又は身体に関する犯罪被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置を講じる必要があるとして、警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察本部の事件主管部長が指定する者です。	26
し	自死対策推進センター相談電話（じしたいさくすいしんせんたーそうだんでんわ）	宮城県精神保健福祉センター内に設置された宮城県自死対策推進センターにおける自死を考えるほどつらい気持ちを抱えた方、大切な人を自死で亡くされた方を対象とした電話相談窓口です。	28
	指定被害者支援要員（していひがいしゃしえんよういん）	専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、被害者への付添い、ヒアリング、説明等を行うため、事件発生直後における被害者支援活動を行う捜査員とは別に指定された警察職員です。	35
	社会を明るくする運動（しゃかいをあかるくするうんどう）	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、法務省が主催している全国的な運動です。	38
	住宅確保要配慮者（じゅうたくかくほようはいりょしゃ）	低所得者、高齢者、障がい者等の住宅の確保に配慮を要する者です。 省令において外国人等が定められているほか、地方公共団体が賃貸住宅供給促進計画を定めることにより、住宅確保要配慮者を追加することができ、宮城県においては、DV被害者、犯罪被害者等が含まれています。	29
	住宅セーフティネット（じゅうたくせいふていねっと）	住宅確保要配慮者に対して、賃貸住宅の登録制度や改修補助、居住支援などの事業を実施する制度です。	29

索引	用語	解説	頁
し	障害者就業・生活支援センター（しょうがいしゃしゅうぎょう・せいかつしえんせんたー）	就業を希望する障がい者の方や在職中の障がい者の方が抱える課題に応じて、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面における一体的かつ総合的な支援を行う施設で、県内7か所に設置されています。	27
	心情等聴取・伝達制度（しんじょうとうちょうしゅ・でんたつせいど）	被害に関するお気持ちや、被害を受けられた方の置かれている状況、刑事施設で受刑中又は少年院に在院中若しくは保護観察中の加害者等の生活・行動に対するご意見を刑事施設又は少年院若しくは保護観察所の職員が聴き、さらに、希望する場合に、それを受刑中又は在院中若しくは保護観察中の加害者等に伝えることができる制度です。 加害者に対しては、被害の実情などに向き合い、反省や償いの意識を深めるよう指導を行います。 また、伝えた心情等を受けて加害者等が述べたこと等を被害者等に書面でお知らせすることができます。	27
す	スクールカウンセラー（すくーるかうんせらー）	学校教育法施行規則第65条の3に規定され、小学校、中学校、高等学校等における児童生徒の心理に関する支援に従事する者です。 心理に関して専門的な知識・技術を有する者（公認心理師、臨床心理士等）であり、児童生徒へのカウンセリング等を行います。	26
せ	性暴力被害相談支援センター宮城（せいぼうりょくひがいそうだんしえんせんたーみやぎ）	不同意性交等、性暴力の被害にあわれた方などからの相談を受け、要望に応じた支援のコーディネートを行う拠点として、宮城県が平成26年4月から設置しています。 性暴力の被害を受けた方からの相談を受け付けるほか、性感染症検査費用等の助成など各種支援を行っており、宮城県から委託を受けた（公社）みやぎ被害者支援センターが運営しています。	34

索引	用語	解説	頁
そ	損害賠償命令制度 (そんがいはいし ようめいれいせい ど)	刑事裁判の起訴状に記載された犯罪事実に基づいて、その犯罪によって生じた損害の賠償を請求する制度です。 本制度は、刑事手続の成果を利用するため、犯罪被害者等による被害の事実の立証がしやすく、基本的に損害の賠償額を中心とした審理をすることになるので、簡易迅速に手続を進めることができるなど、犯罪被害者等の損害賠償請求に関する労力を軽減する仕組みになっています。	30
は	はあとライン (は あとらいん)	仙台市精神保健福祉総合センター (はあとぽーと仙台) において、こころの悩みに関する相談を受ける電話相談窓口です。	28
	働き方・休み方改 善ポータルサイト (はたらきかた・ やすみかたかいぜ んぽーたるさい と)	企業が自社の社員の働き方・休み方の見直しや、改善を行うのに役立つ情報を提供する目的で、厚生労働省により設置されたサイトです。	30
	犯罪被害給付制度 (はんざいひがい きゅうふせいど)	犯罪被害により亡くなった方のご遺族、犯罪行為により重傷病を負った方や障がいが残った方に対し、国が犯罪被害者等給付金を支給することで、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう経済的に支援する制度で、その種類として、遺族給付金、重傷病給付金、障害給付金があります。	31
	犯罪被害者週間 (はんざいひがい しゃしゅうかん)	平成 17 年 12 月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において定められた「犯罪被害者等基本法」の成立日である 12 月 1 日以前の 1 週間 (11 月 25 日から 12 月 1 日まで) の期間です。 期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的としています。	39

索引	用語	解説	頁
は	犯罪被害者等早期援助団体（はんざいひがいしゃとうそうきえんじょだんたい）	「犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的として設置され、犯罪被害者支援に関する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる営利を目的としない法人」であって、その事業を行う者として、都道府県公安委員会から指定を受けた団体です。 宮城県においては、(公社)みやぎ被害者支援センターが公安委員会から標記団体に指定されています。	34
	犯罪被害者等に対する民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書（はんざいひがいしゃとうにたいするみんかんちんたいじゅうたくのばいかいとうにかんするきょうていしよ）	民間賃貸住宅への転居を希望する犯罪被害者等に対する居住の安定を推進するため、宮城県警察が公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会との間で取り交わした協定書です。	29
ひ	被害者参加制度（ひがいしゃさんかせいど）	一定の事件の被害者やご遺族等の方々が、刑事裁判に参加して、公判期日に出席したり、被告人質問などを行ったりすることができる制度です。	27
	被害者等通知制度（ひがいしゃとうつうちせいど）	加害者が刑務所に収容された場合又は少年院送致となった場合若しくは保護観察付執行猶予の判決を受けた場合に、地方検察庁、少年院、地方更生保護委員会又は保護観察所から、受刑中又は在院中の処遇状況等、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を知ることができる制度です。	26
	被害者等の声と支援のパネル展（ひがいしゃとうのこえとしえんのぱねるてん）	より多くの県民に犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性について理解してもらうことを目的として、(公社)みやぎ被害者支援センター・宮城県・宮城県警察が主催している犯罪被害者遺族等のメッセージや関係機関・団体等が行っている犯罪被害者支援のための各種取組等に関するパネル展です。	39

索引	用語	解説	頁
ひ	被害者連絡制度 (ひがいしやれんらくせいど)	<p>事件を担当した警察署又は海上保安部署が一定の重大犯罪の被害者、遺族を対象にして、捜査状況について連絡する制度です。</p> <p>連絡する事項は、被疑者を逮捕したこと、被疑者の氏名、年齢等、被疑者の処分状況（送致先検察庁、起訴・不起訴などの処分結果、起訴された裁判所）等です。</p>	27
ふ	ファシリテーター (ふあしりてーたー)	<p>会議やワークショップ、グループディスカッションなどの場において、参加者の意見交換や意思決定をスムーズに進行させる役割を担う人のことです。</p>	34
ほ	保護命令制度（ほごめいれいせいど）	<p>配偶者（事実婚・内縁関係を含む）や生活の本拠を共にする交際相手から、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた場合に、被害者の申立てにより裁判所が加害者（相手方）に発する命令であり、種類として接近禁止命令、退去命令、電話等禁止命令があります。</p> <p>保護命令に違反すると、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処せられます。</p>	25
み	みやぎ Security メール（みやぎせきゅりていーめーる）	<p>宮城県警察が、県内で発生した犯罪発生情報や犯罪被害に遭わないための防犯情報などをメールで配信するサービスです。</p> <p>配信される内容として、子供と女性の安全に関する情報、街頭犯罪等の発生・検挙情報、多発する犯罪等に関する情報、自主防犯活動への活用情報、県警からのお知らせなどがあります。</p>	26
	宮城県障害者福祉センター（みやぎけんしょうがいしやふくしせんたー）	<p>障がい者の福祉の増進を図ることを目的とし、障がいのある方（犯罪被害によって障がいを有することとなった方を含む）や家族からの相談に応じ、支援、助言ならびに関係諸機関への連絡、紹介などを行うとともに、日常生活訓練等を計画性を持って行い、社会生活上のスキルを身に付ける機会や、研修会等の障がい者福祉関係者の研鑽の場を提供するほか、スポーツ・レクリエーション等の開催や地域社会への啓発活動を行う施設です。</p>	27
	みやぎシゴトサポートセンター（みやぎしごとさぽーとせんたー）	<p>幅広い求職者が気軽に相談できる環境を創出しつつ、業界研究のためのセミナーや企業ニーズに基づく実務研修を組み合わせ実施することにより、一人ひとりのニーズにあった求職活動を丁寧かつきめ細かに支援することを目的に、県内4箇所に設置されているセンターです。</p>	30

索引	用語	解説	頁
み	みやぎ若年者就職支援センター（みやぎじゃくねんしゅしゅくしえんせんたー）	（＝みやぎジョブカフェ） 概ね 50 歳までの「求職者」及び「転職を希望する方」を対象にキャリアコンサルティングやセミナー、職場体験など若者の就職支援を行うため、宮城県が設置している就職支援施設です。	30
	みやぎ女性のキャリア・リスタート支援センター（みやぎじょせいのきやりあ・りすたーとしえんせんたー）	子育てや家族の介護、不妊治療等の事情で離職した女性の再就職を支援するため、宮城県が「みやぎジョブカフェ」内に開設している相談窓口です。 個別のキャリアカウンセリング、各種セミナーや、さまざまなイベントを通じて、女性の「家庭」と「仕事」の両立をサポートします。	30
	みやぎ住まいづくり協議会（みやぎすまいづくりきょうぎかい）	みやぎの豊かな住生活の実現に向けて、令和 3 年 12 月に宮城県住生活基本計画を改定し、その計画に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、これまでの会議等を統合・発展させ、産学官が連携・協働する新たな体制として令和 4 年 6 月 22 日に設立した協議会です。	29

【問合せ窓口】〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県環境生活部共同参画社会推進課
TEL 022-211-2567 (内線 2567) FAX 022-211-2392